# 支出賠償における支出概念と賠償範囲

金

丸

衡

義

第二章 第二節 第一節 二章 節 節 はじめに

問題の所在

目

次

民法典二八四条の支出賠償請求権 検討の対象および方法

支出賠償請求権の概要と機能 民法典における支出の定義

第三章 節 民法典二八四条についての判例および学説 裁判例における支出概念と賠償範囲

第四章 節 民法典における多様な支出概念 損害賠償における支出概念

信頼損害としての支出概念

第二節

学説における議論

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-125 (125)

第五節 第四節 第三節 その他の支出概念 委任および事務管理 支出利得または費用利得

第五章 第六節 支出概念と支出賠償の範囲 小括

第一節 民法典二八四条以外の支出概念からの示唆 損害論との関係

第三節

支出の賠償範囲

第六章 第一節 第四節 おわりに 支出賠償の枠組み

第二節 日本法における支出賠償の規律 ドイツ法の到達点と残された課題

第 章 はじめに

第一

節

問題の所在

いる。 二〇一七年に行われた我が国の債権法改正においては、 しかしながら、支出賠償の議論は検討の対象とはなったものの、条文内容に取り込まれることはなく、将 様々な議論の交錯する損害賠償規定の改正も含まれて

当事者が費用を投下したにもかかわらず、相手方当事者に起因する契約不実現により無駄になった場合、どのよ 契約の成立過程あるいは履行過程において、 その契約の実現のために契約

来の議論に委ねられることになった。

六条においても、

ことが必要である。

債権者が考えるとき、

履行にかわる損害賠償を請求できるにもかかわらず、

どのような法律構成により、

償請求権 実現への救済としては、 行利益、 る損害賠償請 の履行にかわる損害賠償という概念を新たに定めることになった。履行不能、 うな要件のもとで、これら費用の填補を求めることができるのか、 債権法改正後における損害賠償請求権の原則的な根拠条文は改正民法四一五条一項であり、二項において債債権法改正後における損害賠償請求権の原則的な根拠条文は改正民法四一五条一項であり、二項において債 契約の不成立または不存在を根拠とした信頼利益賠償という説明がなくなるわけではないとしても、 信頼利益二分論の考え方に影響を与えるものである。 の根拠条文を創設することになったので、 、求権の内容は、これまでの議論における履行利益賠償に相当するとされているが、 損害賠償請求権の成立原因に注目して発展してきた従来の履 契約の成立または存続を前提とした履行利益賠 今なお議論の余地が残されている。 履行拒絶、 解除の場合に認められ 統一的な損害賠

う るのか、さらには、例えば契約を解除する際、改正民法四一五条二項によらずに一項を根拠に損害賠償請求が行 われた場合の内容がどのように確定されるのかは明らかではない。 が含まれているため、履行にかわる損害賠償と、 しかし、すでに論じられてきたように、我が国の信頼利益論での賠償範囲は多岐にわたり、(4) 履行にかわる損害賠償を第一義的に考えるという方針は明らかにされたといえるであろ 従来の履行利益、 もちろん、一項による損害賠償は、 信頼利益論がどのように重なり合うことにな 様々な性質のも 改正民法 契約不 償

その柔軟な枠組みに特段の制限を行うことなく事案の解決が図られることになろう。そうすると、二項各号 差額説と相当因果関係で損害賠償の範囲を確定しようとする伝統的な理解を変ずることな 何をどの範囲で賠償の対象とできるのかを明らかにしておく 履行利益の賠償では満足することができないと (甲南法学'20) 60-1:2:3:4-127

論 実務上も顕在化しつつある状況といえる。これまでの議論においては、契約法でも不法行為法でも、 をどちらの当事者が負担すべきであるのかという問題は、不法行為法で処理された事例も含めてみれば、すでに ことはない。しかし、 契約が実現された場合にはもちろん、履行にかわる損害賠償が認められるときには個別の問題として表面化する 収支が計算されているべきものであるから、原則として支出を行った当事者が負担すべきものである。そのため、 の損害項目とみて、相当因果関係の範囲にあるか否かという基準のみにより判断が行われてきた。 契約が最終的には実現されずに履行利益が得られなかったという場合に、このような費用 支出を一つ

界的統一化に向けての動きは我が国においても注目すべき議論の一つといえよう。 は、損害賠償に履行利益と信頼利益の双方を含めるようになっており、ヨーロッパを中心とした取引法体系の世 う方法を採用している。 では、義務違反として契約違反を一元的に把握した上で、債権者に契約の解消に向けた救済方法を用意するとい このような国内状況に対して、 例えば、 損害賠償の範囲を定めるユニドロワ7・4・2条や契約法原則9:502条で(『) 国際的観点からみると、ユニドロワ国際商事契約原則やヨーロッパ契約法原則

#### 検討 の対象および方法

幹に関わるものである。この目的を達成するため、我が国と同様に損害賠償制度の枠組みを変更し、 検討し、 本稿が対象としようとする課題は、履行にかわる損害賠償と、それによって尽くすことができない賠償範囲 それらがこれまでの損害賠償制度がどのような関係にあるのかを明らかにするという損害賠償 給付にかわ 制 度の根

(4) る損害賠償を中心に据えたドイツ法を比較の対象として示唆を得ることにしたい。ドイツ法においては、すでに(ユ) 二〇〇二年に全面的な債務法改正が行われ、民法典二八四条において支出賠償請求権が創設されることになった。(ユ)

我が国に支出賠償の思想を持ち込んだ場合、これまで相当性というのみで判断されていた賠償範囲 らず、なぜこのような事態が生じているのか、 た支出および支出類似概念とが混在する状況にある。統一的な支出賠償請求権の創設という立法意図にもかかわ(゚ロ) そして現在は、民法典二八四条の支出賠償請求権に統合されることになった支出と、それ以外の条文に定められ また将来的にこれらを統合しうるのかを検討することによって、 の問題に一 0

造から、 5 の基準を定立することができるとともに、それに伴いどのような問題が生じるのかを検討することができる れてきている点に注目する。 同 時に、 対象となる支出額をそのまま賠償額と認定しており、 ドイツ法上の具体的な問題として、 すなわち、支出賠償請求権は、 支出賠償請求権の賠償範囲はどのように定まるのかの議論も深 賠償適格性の判断と賠償範囲 支出そのものを賠償の対象にする、  $\overline{O}$ 問題を区別する必 という基本構 め

るという方法が十分には実現されてこなかった。しかし、具体的な事例を解決する裁判例においては、 要性に乏しいと考えられてきたため、 かを俯瞰することで、具体的な事例との関係で、 も妥当な解決が図られようとしている。 請求権の根拠と範囲を区別するドイツ法においても、 本稿では、 賠償範囲の確定にどのような考慮が行われているのかを検討す ドイツ民法典の中で支出がどのように位置付けられ 両者を個別 金額面 ているの に判断す

判例および学説を整理する これらの目 再び支出賠償請求権における賠償範囲を検討することで(第五章)、我が国の賠償制度への示唆を得ること 的を達成するため、 (第三章)。 本稿においては、 次にドイツ民法典に定められる支出および支出類似概念を分析し ドイツ民法典二八四条を概観し 同条につい ての

(第二章)、

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-129

論

- 1 民法 (債権法) 改正検討委員会編 『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ』 (商事法務・二〇〇九年)二六八頁参照
- $\widehat{2}$ 本稿の中心的課題との関連では、これまで契約締結上の過失として扱われた領域について、民法四一二条の二第二項が新た な請求権根拠条文として創設されることになった。
- 3 四七七頁以下 於保不二雄『債権総論 〔北川善太郎〕、奥田昌道編著 『新版注釈民法 (新版)』(一九七二年・有斐閣) 一三五頁、 10 Ⅱ』(二〇一一年・有斐閣 奥田昌道編著 『注釈民法 (10)』(一九八七年・ 〔北川善太郎著・ 潮見佳男補

『新・契約の成立と責任』(二〇〇四年・成文堂)二九頁以下、

難波譲治「信頼利益、

履行利益論

4 於保 以下、二二六頁以下、奥田昌道 (前掲注3) 一三七頁以下、 『債権総論 星野英一「瑕疵担保の研究―日本」 (増補版)』(一九九二年・悠々社)二一○頁、 同 『民法論集第三巻』(一九七二年・有斐閣) 平井宜雄 「債権総論 (第二版)』 七一 百

の現状と課題」立教法学七〇号二九頁以下参照

訂〕二九八頁以下、

円谷峻

5 民法四一六条の改正も様々な議論が検討されたが、賠償範囲の規範化のみが文言上の改正としてなされている

(一九九四年・弘文堂)七一頁参照

6 七七頁、東京地方裁判所判決平成二年十二月二一日判決・交民二三巻六号一五一八頁。 二月一〇日判決・交民三〇巻一号二〇八頁。 民三一巻四号一○七八頁、大分地方裁判所平成六年九月三○日判決・交民二七巻五号一三六三頁、 平成八年十二月十二日判決・交民二九巻六号一七九四頁、 日判決・交民二二巻四号九一一頁、 四号一〇六四頁、横浜地方裁判所昭和六三年五月二六日判決・交民二一巻三号五二〇頁、 支出相当額の金銭賠償を認めた裁判例として、人損の場合について、 六三年十二月六日判決・交民二一巻六号一二五八頁、 東京地方裁判所平成九年十一月十一日判決・交民三〇巻六号一六三八頁、 大阪地方裁判所平成四年八月二八日判決・交民二五巻四号一〇〇一頁、 物損については、 東京地方裁判所平成二年十二月十八日判決・交民二三巻六号一四九九 岡山地方裁判所平成九年五月二九日判決・交民三〇巻三号七九六 横浜地方裁判所平成六年四月十四日判決・交民二七巻二号四 福岡地方裁判所昭和五〇年七月二五日判決・交民八巻 神戸地方裁判所平成十年七月十七日判決・交 否定例として、 岡山地方裁判所平成元年八月十六 大阪地方裁判所平成九年 東京地方裁判所昭和 神戸地方裁判所

頁

7 ている 見込みが高くないことを理由に、 新人歌手の売り出しのための支出が無駄になった場合に、これが賠償の対象となるかが争われた。 時一五三六号六一頁) 無駄になった支出という形で論じられた事件としては、「スター芸能企画事件」(東京地方裁判所平成六年九月八日 ンの収益獲得に寄与した部分については無駄になっていないとしたうえで、その他の部分についても、 がある。この事件では、 歌手の側の責めに帰すべき事由と諸費用が無駄になったことについての因果関係を否定し 出演契約の解除にともなう損害賠償に際して、 芸能プロダクションの 判決は、 新人歌手の成功 芸能プロダクシ 判 行った 決

料を団体が負担したこと、集会実現のための労力等についての賠償が争われ、 号一五七頁)は、 いて、ホテル取締役の義務違反を認めた。そこでは、 この他に、 ては無形的損害として賠償を認めた。 契約違反と相当因果関係にある損害であるとしか述べてはいないものの、 ホテルが施設使用を拒否したことにより団体主催の前夜祭および全体集会が実施できなくなったことにつ 未払い分も含めた集会のための支出、 前二者については財産的損害として、労力等 下級審裁判所においては、 個々の組合員の宿泊キャンセル 支出

また「プリンスホテル日

教組教研修会会場等使用拒否事件」(東京高等裁判所平成二二年十一

月二五日判決

判時二一

四二

裁昭 東京地方裁判所昭和六一年六月三〇日判決・判タ六〇六号一〇一頁、 償を認めた事例をみることができる(大阪高等裁判所昭和四六年一○月二一日判決・判時六五六号五六頁、 『和四七年七月十七日判決・判時六八八号七六頁、 和四八年九月二五日判決 ·判時七四〇号七五頁、 大阪地方裁判所昭和四七年十二月八日・判時七一三号一〇四頁、 東京高等裁判所昭和六一年五年二八日判決・判時一一 仙台高等裁判所平成二三年五月十二日判決・判時二一 九四号八二頁

東京地方裁判

8 要性等の諸般の事情からみて社会通念上相当であり、 ている被害者の近親者が、 であるとして、「交通事故等の不法行為によって被害者が重傷を負ったため、被害者の現在地から遠隔の地に居住又は滞在 最高裁判所昭和四九年四月二五日判決 六四号六九頁、 当該近親者において看護等のため被害者の許に赴くことが、 右旅費は 東京地方裁判所平成二四年二月八日判決・判時二一六五号八七頁)。 近親者が被害者の許に往復するために通常利用される交通機関の普通運賃の限度内においては 被害者の看護等のために被害者の許に赴くことを余儀なくされ、 (民集二八卷三号四四七頁) 被害者が近親者に対し右旅費を返還又は償還すべきものと認められる 被害者の傷害の程度、 は、 事故と関連した交通費について民法四一 当該近親者が看護にあたることの必 それに要する旅費を出捐 当該

9 私法統一国際協会(内田貴=曽野裕夫=森下哲朗=大久保紀彦訳)『UNIDOROIT 不法行為により通常生ずべき損害に該当するものと解すべきである」とした。 国際商事契約原則2010』(二〇一三

年・商事法務)一八四頁以下参照。 なお、条文訳は同書による。

第7・4・2条 (全部賠償

(1)

び奪われた利益の双方が含まれる。ただし、 債権者は、不履行の結果受けた損害につき全部賠償を請求する権利を有する。この損害には、債権者の被った損失およ 債権者が出費や損失を免れた結果得た利益は控除される。

前項の損害は、身体的または精神的苦痛、 その他の非金銭的損害を含む

(2) オーレ・ランドー/ヒュー・ビール編(潮見佳男=中田邦博=松岡久和監訳) 『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』(二○○六年

10

法律文化社)四六一頁、四六四頁参照。なお、 条文訳は同書による。

9:502条

損害賠償の一般的算定基準

なかぎり近づける額である。この損害賠償には、被害当事者が受けた積極的損失および被害当事者から奪われることに 損害賠償の一般的算定基準は、被害当事者を、契約が適切に履行されていたならばおかれていたであろう状態に、可能

なった将来の利益が含まれる。

11

六九頁、商事法務編『民法 を想定している(基本方針Ⅱ ドイツ法上の給付にかわる損害賠償と我が国における履行にかわる損害賠償は、 A八頁以下)、筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答民法(債権関係)改正』(商事法務・二○一八年)七六頁)。 (債権関係)部会資料集第3集〈第2巻〉』(商事法務・二○一六年)五二五頁以下(部会資料68 (前掲注1) 二五九頁、 潮見佳男『民法 (債権関係) 填補賠償を意味するものとして、同じ内容 改正法の概要』(きんざい・二〇一七年)

12 BGBl. I S.42, ber. S.2909 und BGBl. I 2003 S.738

13 ドイツ民法典二八四条(無駄になった支出の賠償

されなかったであろうときはこの限りではない。 にかわる損害賠償にかえて支出の賠償を請求できる。 債権者は、給付の獲得を信頼して支出を行い、 かつ、 ただし、 衡平の観点からみて支出を行ってもよいとされるときには、 債務者の義務違反がなかったとしても、その目的が到達

以下、特に記載のない限り、ドイツ民法典を民法典として引用する

経費と出費については一ヶ条存在し、

三種の文言が同時に用いられている条文は存在しない。

- $\widehat{14}$ 下 注3) [北川 = 潮見] 三〇六頁以下がある。 になった出費の賠償」新井誠=山本敬三編著『ゲルハルト・リース教授退官記念論文集 費用賠償請求権」明治学院論叢法学研究七四号一頁、 先生古稀記念論文集 ドイツにおける支出賠償制度に関する論考として、 ○○九年・日本評論社)二八一頁以下、潮見佳男 ੌ 償論の再構築を見据えて─\_ 東京高判平二二・一一・二五判時二一〇七・一一六 「費用賠償請求権について―債務不履行に基づく損害賠償のもう一つの可能性」 損害賠償法の軌跡と展望』(二〇〇八年・日本評論社)五二七頁以下、 同志社法学五七卷五号(三一〇号)一二七頁(一五三三頁)、 「債権総論Ⅰ 福田清明「費用賠償請求権の視点から見たプリンスホテル 上田貴彦「ドイツ給付障害法における費用賠償制度の概観 (民事) —」 (第二版)」 明治学院大学法科大学院ローレビュー一七号六 (信山社・二〇〇三年) 三二四頁、 円谷峻=松尾弘編集代表 ドイツ法の継受と現代日本法』 同「ドイツ新民法典二八四 藤田寿夫「民法四一六条と無駄 奥田編 H 教組 (一頁以 大会事 (前
- 15 当する語が用いられている条文は全部で二三五ヶ条 賠償請求権を主題とする本稿においては、 や賠償範囲を確定するに際して、 に出費という語を用い、これら全てをまとめたものを出捐とする。 であるが、 本稿では、Aufwendungenの訳語として、支出を用いる。また、 ŀ, ・イツ法上の支出概念は、 あるが、 Verwendungen に費用 本稿においてはそのうち一九ヶ条を引用する。 請求権根拠条文で用いられるほか、 明確に使い分けられているわけではない。 (Verwendungで利用という意味で用いられている条文もある)、 原則として請求権根拠条文のみを検討の対象とする。 (重複を含め、支出六五カ条、 なお、 全て支出あるいは費用として同じ訳語をあてることも可 割当規定や定義規定に定められている場合もあるが ただし、 支出と費用については五ヶ条、 ドイツ民法典上、これらの文言が、 費用三三ヶ条、 ドイツ民法典上、 Kosten に経費、 経費一五四ヶ条、 費用と経費については 賠償適格 出捐に該 出費七
- 16 ととなり、 支出賠償請求権では、 実現可能性を金銭によって具体化したという点を出発点とするため、 たとえば給付利益を金銭評価するときのような困難は生じない。 損害賠償としては非財産的損害と評価される無形的損失を填補する場合であっても、 行われた支出額がそのまま賠償の対象とされるこ 支出を通じて目

説

論

第一節

民法典における支出の定義

## 民法典二八四条の支出賠償請求権

ドイツ民法典上、 一般的な支出の定義規定はおかれておらず、支出またはそれに類する用語を用いる規定ごと(エン

ば、 は、自由意思によらない財産的損失と定義される損害概念と対置されるものであり、損害賠償と支出賠償とを選 典六七〇条の委任における支出賠償、民法典六八三条の事務管理における支出賠償、民法典九九四条以下の所有(2) 致しておらず、最大公約数的な定義を行うとすれば「自由意思による財産的損失」ということになる。この定義(3) (3) (2) るところがないのかという理論的な問題のみならず、条文上の定めとは異なる形で、損害賠償と同時に支出賠償 択的な制度として規定する現行法の構造にも合致している。しかしながら、対概念という理解を前提とするなら 占有関係における費用賠償において、それぞれ解釈上の定義が提示されている。しかし、必ずしもその内容は に、その内容が定められている。代表的なものとしては、本稿で主たる対象とする民法典二八四条の他に、 損害とは異なる支出を賠償するにはどのような根拠に基づけばよいのか、また、支出概念と損害概念に重な

## 支出賠償請求権の概要と機能

を請求できる場合がありうるのではないか、という具体的な賠償範囲に関わる問題が生じることになる。

#### 概論

〇二年の債務法改正によって新たに導入された規定である。以下では、同条の一般的な理解をもとに概括的に成 ドイツ民法典二八四条は、 従来の判例理論を拡充し、その他の支出に関する規定を整理するものとして、二〇 以上

立要件と法律効果、 および問題点を整理する。

i 民法典二八四条の成立要件

出目的の挫折、 民法典二八四条の支出賠償請求権は、 衡平性の五つを成立要件として定める。 (5) 損害賠償請求権の成立、 支出が行われたこと、 給付の獲得 0) 信 頼、

支

者の信頼が存在しなければならないため、契約締結後か、少なくとも契約締結の確実な期待が生じた後、 を除き、 支出とは、 に、 契約外の第三者に金銭を支払うことで生じる様々なものを包摂する。第三に、(2) 支出賠償請求権は、 債権者の自由意思によって出捐された財産上の犠牲を意味し、 損害の発生を除き、給付にかわる損害賠償請求権の成立が要件となる。(空) (9) 契約の相手方に対して支払われる代金 (8) 給付の獲得に対する債権 第二に、

(3)よって支出目的が挫折したか否かという因果関係要件として機能する。(3) 二五四条の法思想を背景に損害賠償額を限定する機能を果たす。 最後に、 衡平性要件に関しては、 民法典

不実現が確定する前の時点で債権者が支出を行うことが要件とされる。

第四に、

支出目的

の挫

折は、

義務違反

契約

ii 民法典二八四条の法律効果

賠償額算定の規律が適用されるわけではないため、 一の要件を充足した場合、 債権者は、 給付にかわる損害賠償にかえて支出賠償を求めることができる。 現実に支払われた支出額が賠償額となるが、 具体的にい かな

担を課さないような考慮が必要となる。 る金額が賠償として支払われることになるのかは、 当事者間に利得の偏在が生じたり、 一方当事者に不衡平な負(32)

iii 立法者の見解

この民法典二八四条についての立法者の立場としては、 契約費用を類型的な信頼 損害の問題ととらえ、 瑕疵! 扣

論 説 保責任等の場合における無過失の損害賠償責任に位置づけようとしてきたが、売買契約と請負契約の解除の場合 に限定する必然性がないことから、 連邦裁判所の形成してきた判例理論は民法典二五三条の制限を回避するための逃げ道であるとして、(ヨ) 双務契約以外にも適用される一般給付障害法に位置づけることになった。そ(3)

性の推定からは切り離して、契約不実現の場合における支出の問題を統一的に扱う支出賠償の根拠条文を創設す(3) ることになった。民法典二八四条は、給付にかわる損害賠償が認められる場合に、それと選択的に支出賠償が認(3) められるとしたものであり、給付にかわる損害賠償における損害算定とは無関係に支出額をもって賠償と認める 賠償請求権の発生根拠そのものに関わるものではないとしている。そして、立法者は、 収益

損害賠償以外の損害賠償請求権との関係や、収益性の推定が将来的にその役割を果たし終えるべきであるかにつ いては何ら態度決定をしておらず、 個別の問題点についても今後の判例と学説の発展に委ねるとしていた。

#### iv 条文の意義

としても、

決を求められた事例に加えて、立法資料にみられる典型事例、⑷(4) めてもよいという収益性の推定の議論と共通する理解である。このように契約の実現に向けた投資に損害賠償法 給付の価値よりも少ない金額しか投資しないのであるから、給付価値そのものの賠償にかえて支出額の賠償を認 論が行われてきた。この条文の基礎にある考え方は、信頼損害の議論、 転嫁することを可能とし、債権者の財産関係における処分の自由を保障するというのが支出賠償の基本的な考 の保護を認めることによって、本来は自ら危険を負担する費用投下を、 民法典二八四条の定める支出賠償請求権については、市公会堂事件やディスコホール事件といった裁判例上解 講学上論じられてきたいくつかの事例をもとに議 および、契約によって獲得しようとした 帰責事由ある給付障害を理由 に相手方

え方である。

(甲南法学'20) 60-1 • 2 • 3 • 4-136 (136)

給付にかわる

って少なくとも投下費用については填補しようという規律である。

最後に、これまで信頼損害とされてきた領域

の 一

部が、支出賠償請求権に取り込まれる。一つは、

約締結過程の義務違反が民法典三一一条二項にそれぞれ条文化されたことにより、

もう一つは、これまで契約締結時の給付障害として議論されてきた問題が民法典三一一

部分である。

様々な議論がある。そして現在では、立法当初に想定されていた事例を超えて、賠償範囲が拡張される傾向もみ あるため、妥当な結論を導くことは可能となるが、これをどのように理論化し、基準を設定するのかという点で 嫁してもよいのか、という具体的な基準は明確ではない。もちろん、条文構造上は、衡平性という一 しかながら、どのような場合に無駄になったといえるのか、どのような支出であれば実現の危険を債務者に転 般的要件が

支出賠償請 「求権の機能する局面を、 支出賠償の機能する領域 支出賠償以外の規律によって填補される可能性があることは留保した上で、

まずは立法者の起草意図と条文構造から整理することにしたい。

られる。 る。 65

値が低い、 意味を支出に与えることによって債権者の救済を図るものである として機能する領域である。これは、給付にかわる損害賠償請求権が成立することを前提に、 最も典型的な適用局面として考えられるのは、 判例が否定していた収益性の推定されない取引においても、 あるいは、 蓋然性をもって金銭的な評価をすることができないような取引についても、支出賠償によ 従来の判例理論で示されてきた収益性の推定を置き換える規 支出賠償が機能することになる。 最小損害としての 給付の価

で無過責の賠償請求権として規定されていた契約費用の填補の条文が削除され、本条に統合されることになった 一般損害賠償法の規律が適用 瑕 施担 保 (甲南法学'20) 60-1・2・3・4-137 (137)

論

され、 これら三つの領域が支出賠償請求権によって把握されるべき領域となり、これまでの議論との異同が問われる 給付にかわる損害賠償と支出賠償という枠組みがそのまま妥当することになる。

の中で相互に影響を与えうるものとしての位置付けとなるのかは未だ明らかとはされていない。

とともに、単純な請求権競合の問題として民法典二八四条固有の議論にとどまりうるのか、それとも民法典全体

17 支出に関する一般規定として民法典二五六条がおかれているが、 および賠償の範囲等を定めるものではない。 賠償義務の存在を前提とした規定であるため、 支出の定義

民法典二五六条(支出の利息

う必要はない。 物に対して支出がなされた場合、賠償権利者に利用または目的物の果実が対価なく残される期間について、利息を支払 賠償として支払われるべき金額に、支出のときから利息を付さなければならない。賠償義務者に引き渡されるべき目的 支出の賠償義務を負う者は、支出された金額、または、金銭としてその他の目的物が支出されたときには、その価値の

18 民法典六七〇条(支出の賠償

19 民法典六八三条(支出の賠償 委任の実行の目的のため、事情に鑑みて必要と考えられる支出を、受任者が行った場合、委任者は賠償の義務を負う。 を請求することができる。六七九条においては、事務の引き受けが本人の意思に反している場合であっても、管理者に 事務の引き受けが、本人の利益と真の意思または推定される意思に一致する場合、 管理者は受任者と同様に支出の賠償

20 民法典九九四条 (必要な費用

はこの請求権が認められる。

- 占有者は、物に対して行われた必要な費用について、所有者に賠償を請求することができる。ただし、占有者に利用が 留保された期間について、 通常の維持経費は賠償されない。
- (2) 訴訟継続の開始または九九○条に定められた責任の開始後に、 占有者が必要な費用を支払った場合、 所有者の賠償義務

なお、民法典二八四条における裁判例では、

は、事務管理の規定に従って定められる。

民法典九九五条

(負担

留保される期間については、 占有者が物の負担を引き受けるために行った支出も、 物の基本価値にあてられたとみなされる定型外の負担についての支出のみ賠償される。 九九四条の意味における必要な費用に含まれる。 占有者に利用

民法典九九六条

(利用費用

値が高められている限りにおいて、占有者は必要な費用以外についても賠償を請求することができる 訴訟係属の開始前、 かつ九九○条の責任の開始前に行われ、 かつ、 所有者が物を再取得する時点においてもなお

21 Der Ersatz vergeblicher Aufwendungen nach §284 BGB, NJW 2003, 3662, 3663, Melanie Schenk, Aufwendungsersatz Klinck, Der Anspruch des Käufers auf Ersatz mangelbedingt nutzloser Aufwendungen, JURA 2006, 481, 482, Uwe Reim Voraussetzungen und Umafang des Aufwendungsersatzanspruchs gemäß §284 BGB, JURA 2006, Palandt/Grüneberg 79.Aufl., BGB §256, Rn. 1, NK-BGB/Arnd Arnold, 3.Aufl., 2016, §284, Rn. 19, Holger Ellers, Zu §256, Rn. 2, BeckOK BGB/Lorenz 50.Ed 1.5.2019, BGB §256, Rn. 5, jurisPK-BGB 8.Aufl./Toussaint BGB §256, ドイツ法上、一般に支出とは、「自由意思によって提供された財産的価値ある犠牲」であると定義されるが 30.5.1960=NJW 1960, 1568, 1569; Staudinger/Bittner (2014) BGB §256, Rn. 5, MüKoBGB/Krüger, 8.Aufl. 201, 205, Fabiar (BGH Urt.v 2019,

§284 BGB, AcP 204, 81, 90)° 四条が賠償を認める支出概念と必ずしも一致するわけではない(Jan Stoppel, Der Ersatz frustrierter Aufwendungen nach

Tobias Tröger, Investionsschutz nach §284 BGB, ZGS 2005, 462, 465)、民法典二八

nach §284 BGB, ZGS 2008, 54, 56,

不給付または契約不適合な給付のために無駄になった、自由意思による財産上の犠牲である(BGH Urt.v. 20.7.2005, BGHZ 381, Rn. 19)」と定義する。

「無駄になった支出とは、

債権者が給付の獲得を信頼して行ったが、

22 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 205, Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 465

財産的犠牲」に付加して支出の定義を行う場合、それが支出の定義そのものの問題であるのか、 それぞれの箇所でも言及するが、たとえば委任法におけるように「他人の利益のために」という文言を「自由意思による 当該規律における要件の一

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-139 (139)

論

- Einbußeがそれぞれ用いられており、この文言にどの程度の意味を持たせるかについても見解は一致していない。 つとなるのかの位置付けは、なお検討の余地がある。また「財産的犠牲」についても、 判例の用いる Opfer の他に、
- 23  $\widehat{24}$ ドイツ法における民法典二八四条の成立史、および理論的検討については、拙稿「不法行為法における支出賠償の構造(一)・ Felix Hütte / Marlena Helbron, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 7.Aufl., 2012, Rn. 701, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O (Anm.21), 85
- 五四巻三・四号三九頁参照 三頁、拙稿「契約清算局面における支出賠償の意義と機能」私法七三号一七五頁、拙稿「支出賠償の現状と課題」甲南法学 (二·完)」法学論叢一五六巻一号五九頁、 一五七巻一号八五頁、拙稿「契約法における支出賠償の構造」姫路法学四七号ニ

本節では、支出賠償の成立要件および効果について概括的に整理する。この点についての参考文献として、MüKoBGB/Erns

25

- 2015, BGB §284, Erman/Harm Peter Westermann, BGB, 15.Aufl, 2017, §284° Malte Kramme, 14.Aufl., 2019, §284, BRHP/Stephan Lorenz, 4.Aufl., 2019, §284, Hk-BGB/Rainer Schulze, 10.Aufl., 2019 §284, jurisPK-BGB 8.Aufl./Seichter, BGB §284, Palandt/Grüneberg 79.Aufl., BGB §284, PWW/Martin Schmidt-Kessel, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Staudinger/Roland Schwarze (2014) BGB §284, BeckOK BGB/Lorenz, 50.Ed. 1.5.2019, BGB §284, NK-BGB/Arnold, §284, HKK/Margin Josef Schermaier, §§280 – 285, Rn. 119ff., Jauernig/Astrid Stadler, 14.Aufl
- 26 履行利益賠償は、 Schuldrechtsmodernisierung 2002, 2002, XV, 594, 676)° 現行法では給付にかわる損害賠償に位置付けられる(BT-Drucks 14/6040, 93, 138=Claus-Wilhelm Canaris,
- 27 Dirk Looschelders, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 17.Aufl., 2019, §30 Rn. 5, Schenk, a.a.O.(Anm.21), 56
- 28 直接の契約相手方に支払われた金銭の取り戻しについて、ほとんどの見解は、解除による原状回復の問題として把握してい NK-BGB/Arnold, §284, Rn. Rn. 25, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3665, Schenk, a.a.O.(Anm.21), 57)

しと結論が異ならないことを理由に認めるものとして、Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 92, Jan Stoppel, Zum Florian Jacoby / Michael von Hinden, Studienkommentar BGB, 14.Aufl., 2013, §284 Rn. 1、解除による反対給付の取り戻 Verhältnis von §284 BGB zu den Regelungen über die Rücktrittsfolgen, ZGS 2006, 254, 256 かある 収益性の推定との連続性に着目して、契約による反対給付も支出賠償の対象に含まれるとするものとして、Jan Kropholler/

- 29 a.a.O.(Anm. 21), 466)も含まれる。特に自らの労働給付を支出に含める点で、民法典六七〇条に定められた委任法における 3664, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 104) も、債権者が自ら行った労働給付(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 19 Rosemarie Werner(Hrsg.), Festschrift für Herbert Wiedemann zum 70. Geburtstag, 2001, 3, 29f., Reim, a.a.O.(Anm.21) 支出概念とは異なる(第四章第四節)。 ここには、 Aquivalenzwahrung im Leistungsstörungsrecht des BGB, in: Otfried Lieberknecht / Ernst Niederleithinger / a.a.O.(Anm.21), 契約目的物の購入代金支払のために設定された融資に関する利息(Claus-Wilhelm Canaris, Âquivalenzvermutung 3664f., Schenk, a.a.O.(Anm.21), 57, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 6, Tröger, Investionsschutz
- 30 Helge Dedek, Entwertung von Aufwendungen durch Schlechterfüllung im Kaufvertrag, ZGS 2005, 409, 411
- (3) 民法典二五四条(共働過責
- 損害の発生に際し被害者の過失が共働したときは、 賠償義務および給付すべき賠償の範囲は、 事情によって、とりわけ

いかなる範囲においていずれの当事者が主として損害を惹起したかによって定まる。

- (2)害者が損害を防止もしくは軽減しなかったことに被害者の過失があるときも、 債務者が知らず、かつ、知ることを要しない異常に高い損害の危険を被害者が債務者に注意しなかったこと、 前項と同様である。この場合においては または被
- 32 tion der "Billigkeit," bei §284 BGB, JZ 2009, 1045, 1048)° 衡平性要件から、違法または良俗違反の支出が排除されることを導く見解もある(Wolfgang Fleck, Begriff und Funk

一七八条の規定を準用する。

- 33 来の手法からは離れたとする カナーリスは、双務契約以外には給付と反対給付に関する等価性原理が妥当しないことから、 (Canaris, Äquivalenzver mutung, a.a.O.(Anm.29), 26f.)  $^{\circ}$ 収益性の推定を根拠とする従
- (34) 民法典二五三条(無形的損害)

財産的損害以外の損害については、

35 BT-Drucksache 14/6040, 143=Canaris, Schudrechtsmodernisierung, a.a.O.(Anm.26), 686

制定法で定められた場合にのみ、

金銭による賠償を請求することができる。

36 第三章第一節第二款記参照

約束通りに契約が実現されたとすれば、その実現過程で行われた支出が、

契約の実現によって填補さ

収益性の推定とは、

37 売買法における民法典旧四六七条二文と、請負法における旧六三四条四項は、 の支出相当額の金銭賠償を請求できるとするものである。 れていたであろうという推定であり、収益性があるとされた場合には、 履行利益賠償(給付にかわる損害賠償)として、そ 民法典二八四条に解消されることになり、

Wilhelm Canaris, Die Reform des Rechts der Leistungsstörungen, JZ 2001, 499, 518, Dedek, a.a.O.(Anm.30), 409, Reim 除の規律との接合が不可欠となる(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 2, Canaris, Aquivalenzvermutung, a.a.O.(Anm.29), 29, Claus

現行法においては、追完履行に必要な費用の賠償のみが瑕疵担保規定に残されることになった。

a.a.O.(Anm.21), 3663)°

民法典旧四六七条 [解除の実行] だし、三五二条の場合には物の変形に際し初めて瑕疵が現われたときは、解除することを妨げない。売主は、買主に対 約定解除権に関する三四六条ないし三四八条、 三五〇条ないし三五四条、 および三五六条の規定は解除に準用する;た

民法典旧六三四条[担保責任;解除、減額]

契約費用も賠償しなければならない。

38 BT-Drucksache 14/6040, 144=Canaris, Schudrechtsmodernisierung, a.a.O.(Anm.26), 687

解除および減額については、売買に関する四六五条ないし四六七条、四六九条ないし四七五条の規定を準用する。

39 債務者の帰責事由を根拠とする賠償請求権であるから、民法典二八四条も、広い意味での不履行損害に含まれる(Canaris, Aquivalenzvermutung, a.a.O.(Anm.29), 28)

Rn. 3ff., Christoph Brömmelmeyer, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 1.Aufl., 2014, §10 Rn. 16、および後述第三章第二節第三 項と民法典二八四条を組み合わせる場合の整理については、Frank Weiler, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 4.Aufl., 2017, §26 侵害されるという危険を理由に賠償適格性を認める(Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 467)。民法典三一一a条二 いては、支出賠償請求権が積極的利益の賠償請求権であると性質決定する場合であっても、最適な契約相手方を捜す自由が 民法典三一一a条を根拠に支出賠償請求権を主張する場合に、契約締結費用を含めることができるかという点につ

また、契約締結過程の過失についても、債務法改正により民法典三一一条二項に条文化され、この義務違反に対する救済

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-142 (142)

として給付にかわる損害賠償が認められるようになった。

民法典二八〇条 (義務違反を理由とする損害賠償

債務関係から生じた義務に債務者が違反するとき、

(1) 務者が義務違反について責任を負う必要のないときを除く。

債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求できる。

債

(3) (2) 債権者は、二八六条の追加的要件を満たすときにのみ、履行の遅滞を理由とする損害賠償を請求できる

債権者は、二八一条、二八二条、二八三条の追加的要件を満たすときにのみ、

給付にかわる損害賠償を請求できる。

給付にかわる損害賠

(履行が提供されないか、課せられたようには提供されなかったことを理由としての、

償

民法典二八一条

- 民法典三一一条 (1) 義務違反が軽微であれば、 にかぎり、 間を定めてもなされなかったときに限る。債務者が一部の履行をなしたとき、 により給付にかわる損害賠償を請求できる。ただし、債務者に対して債権者が給付または事後の履行のために適切な期 債務者が履行期にある給付を提供しないか、 債権者は完全な給付にかわる損害賠償を請求できる。 (法律行為および法律行為類似の債務関係 、債権者は完全な給付に代わる損害賠償を請求できない。 または課せられたようには提供しないとき、 債務者が課せられたようには給付を行わなかったとき 債権者が一部給付に利益を有しない場合 債権者は二八〇条一 項 の要件
- (2) 二四二条二項の義務をともなう債務関係は以下の各号によっても生じる。 契約交渉の開始
- 2 与えるか、もしくは委ねるという契約の勧誘、 何らかの法律行為上の関係において、一方当事者が相手方当事者に、 および 権利、 法益および利益に影響を与える可能性を
- 類似の法律行為上の接触

(2) 民法典三一一a条 (契約締結時における給付障害

とができる。債務者が当該給付障害を契約締結の際に知らず、 債権者は、 いときは、この限りでない。二八一条一項二文、三文ならびに五項が準用される。 その選択に従い、 給付にかわる損害賠償または二八四条に定められた範囲で自己の支出の賠償を請求するこ かつ、 その不知につき債務者に責めに帰すべき事由がな

 $\widehat{41}$ 

40 BT-Drucksache 14/6040, 135=Canaris, Schudrechtsmodernisierung, a.a.O.(Anm.26), 670f

Birgit Schneider, §284 BGB-zur Vorgeschichte und Auslegung einer neuen Norm, 2007, 89ff

(42) 第三章第一節第二款参照

 $\widehat{43}$ いる。 れなかった事例 (BT-Drucksache 14/6040, 143=Canaris, Schudrechtsmodernisierung, a.a.O.(Anm.26), 686) が挙げられて 客観的価値のほとんど存しない芸術作品の受贈者が、 作品のために家屋を改築する費用を支出したが、 義務に反して贈与さ

44 売買契約を締結した絵画のために額縁の制作を注文した事例、 た事例などがある。 という事例、競走馬の売買契約に際して牧場を購入した事例、 休暇旅行のためにスキューバダイビングの用具一式を購入し 観劇券を購入してタクシーで劇場に向かったが中止になった

(45) 第三章第一節第三款参照

紀三章 民法典二八四条についての判例および学説

正 の前後に分けて、 本章においては、ドイツ法上、どのような支出が民法典二八四条の問題として扱われてきたのかを、債務法改 連邦裁判所の裁判例を中心に整理する。その上で、学説上どのように賠償範囲を画する議論

が行われているのかを検討する。

第一節 裁判例における支出概念と賠償範囲

第一款 整理の視点

立法の経緯からも明らかなように、民法典二八四条の対象となる領域は、 いわゆる収益性の推定で論じられて を認めた。

扱われた事例を整理することで、どのような問題状況において、 W た範囲を超えて、 解除や瑕疵担保における損害賠償も含めたかなり広いものとなる。そこで、まずは裁判例 何が賠償の対象となりうるのかを分析する。 Ŀ

行われた支出額と異なる場合には、どのような考慮によって縮限されているのかも同時に整理する。 内容を明らかにすることで、分類することにしたい。また、同時に、支出賠償として認められた金額が、 支出については、 正後に問題とされるに至った支出とを検討する。それぞれの事案で賠償が認められ、あるいは認められなかった 本節では、 債務法改正の前後で分け、改正前から民法典二八四条で扱われるべきと考えられてきた類型と、 根拠条文が何であるかとともに、どのような理由によるのかを、支出とそれが目的としていた 改

債務法改正前の裁判例

たものに大きく分けることができる。 推定を介することによって損害賠償の枠組みの中で賠償額の算定に支出を活用することができるのかが論じられ 債務法改正 前 の裁判例は、 支出そのものを賠償の対象とすることができるのかが争われ た事例群 収 益 陛 0

支出そのものを扱う裁判例

最初に支出概念を損害賠償に持ち込もうとしたのは、 旅行期間中着替えのないままで過ごさなければならなくなったとい 船旅行事件であった。 連邦裁判所は、 税官吏の事

上の う場合に、その不快さに対する金銭賠償を認める判断を下した。この事件において連邦裁判所は「この(4) べて、スーツケースの転送費用 の)喜びの侵害は、 不備のためスーツケースを誤送付され、 行われた財産上の支出によって追求された (二○○マルク)と旅行費用(一八○○マルク)に対して、三○○マルクの賠償 (財産的価値ある) 等価物の侵害でもある」と述 (船旅行

論 賠償を広く認めることは責任規範に反することを指摘し、狩猟権の代金、 あるから賠償適格ある財産的損害が否定されること、身体および健康侵害の場合の利用障害に財産損害としての(ポ) とについての賠償が争われた狩猟権事件である。この事件では、事故前と同様に狩猟権の実行そのものは可能で(5) 次に喜びの商品化という観点から問題となったのが、交通事故によって予定していた狩猟をできなくなったこ 狩猟税、 保険、 監視費用として請求さ

に関する一連の抽象的使用利益に関する判決によって、損害賠償の中で支出をどのように考慮するのかという問(3) 狩猟権事件によって否定された支出賠償の類型は、一九七○年代における、 逸失利益の一つである抽象的使用利益の中に解消されることになった。 自動車や家屋といった耐久消費財

れた約一四八〇〇マルクについての賠償を全て否定した。

### 収益性の推定による裁判例

題は、

る場合、 約における給付と反対給付の等価性を前提に、当該契約に関して行われた一方当事者の支出に収益性の認められ(%) いう制限はあるものの、 るとするものである。この理論は、 て填補されていたであろうと推定される場合には、 たことによってこうむった財産的喪失を基準に算定される」としてこの考え方を踏襲した。この手法は、 給付を獲得するために支出を行った場合、その損害は、支出をもはや取り消すことができず、 収益性の推定について、その発端は帝国裁判所の判決にまで遡ることができるが、連邦裁判所も「買主が反対(ミヌ) すなわち、 約束通りに契約が実現されたとすれば、その実現過程で行われた支出が、 実務上および学説上も好意的に受け入れられてきている状況であった。 収益をあげることを目的とした双務契約の場合にのみ適用する推定の規律と 履行利益賠償として、その支出相当額の金銭賠償を請求でき 契約の実現によっ かつ、 無駄になっ 双務契

そして収益性の推定をどこまで認めるかについては、民法典二八四条を創設する契機ともなった二つの裁判例

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-146 (146)

の支出がどの範囲で損害賠償の対象となるのかが個別に検討されるようになった。

とができるの

かという段階から争われてきたが、

債務法改正後は民法典二八四

の支出をめぐる議論においては、

務法改正前

契約 にお 典二五三条により原則として賠償されるべきではない無形的損害である」と述べて賠償を否定した(®) 挫折させられたにすぎないとして、「本件において支出によって追求された目的の挫折は、 不履行として責任を追及できることは認めるとしても、 (六一五マルク余) いて連邦裁判所の判断が示されるに至った。 を締結したところ、政治的傾向を理由に市から一方的に解約を求められた場合に、 市公会堂事件において、(59) 政治集会という財産的に評価することのできない ある政治団体が、 そのものとしては民法 市と公会堂の賃貸 月的 債務 が

償を請求した。このうち、土地売買の公証費用 用できなくなったため、 そしてディスコホール事件においては、ディスコ経営のために不動産を取得したが駐車場証明の不備に(G) 代金の返還とともに、 本件不動産に関する出捐について、 (約一七〇〇マルク)、土地登記費用 瑕疵担保責任を根拠に損害賠 (約二六○マルク)、 購入に により利

給付と反対給付の交換に不可欠の関連があるとして収益性の推定による賠償が認められたが、 関する仲介費用(約一二〇〇〇マルク)は土地 けられた支出は、 関する仲介費用、 ルク)、不動産税 (約二九○○○○マルク)、改装費用(約七八○○マルク)、消費貸借の利息 債 務法改正後の裁 不動産売買の給付と反対給付の交換関係の外にある」 仲介費用返還のための弁護士費用 (約四七〇マルク)、火災保険料 判例 「の取得のために支払われたものとして、 (g) (約一二〇〇マルク)、 (約五三〇マルク) は、「ディスコの購入とその改修に結びつ から収益性の推定が及ばないとされた。(65) 測量費用 (約二三〇〇マルク) および売却に (約三三〇マルク)については 土地開発費 設備 (約七三〇 0) 調達費用

そもそもなぜ支出額を損害賠償額の算定において参照とするこ 条という根拠条文があるため、 連邦裁判所の出発点となった

る<sub>66</sub> のは二〇〇五年七月二〇日判決であり、 しかし、具体的な賠償範囲の問題を検討するに際し、それぞれの裁判例においては複数の支出項目が争わ 理論的問題については時系列的な発展過程に基づき整理することができ

論 め 問題のきっかけとなった船旅行事件がここに属する(契約利益類型)。 かが問題とされていた。 ディスコホール事件が典型例として挙げられるが、市公会堂事件で論じられたように、 約目的物に対して行われた支出が問題とされる場合がある の条文に存在しており、現行法上も、なお信頼損害の賠償として検討されている。第二に、 ており、 の出捐を取り上げる 第一に、契約の実現のために行われた支出、すなわち、契約の締結過程において、契約そのものを実現するた 時間軸によると複雑化してしまうため、主として争われた支出項目を中心に以下のように分類する (契約実現に対する出捐類型)。この類型は、 第三に、契約において予定されていた利益そのものが問題とされる事例であり、 (契約目的実現に対する出捐類型)。 旧法化では契約費用の賠償として瑕疵担保法 第四に、 債務不履行を原因として生じたそ 収益性の推定が機能する 契約の目的、 旧法化においては、 支出 特に契

(甲南法学'20)

60-1.2.3.4-148 (148)

## 契約実現に対する出捐類型

の他の支出が問題とされた事例群を紹介する(後続出捐類型)。

保権の登記費用、 について争うことなく買主の請求額がそのまま認められた。ここでの賠償項目としては、 消滅することはないとして、解除にともない、 請求を行ったという事例に関し、 連 ||邦裁判所二〇〇六年一月二〇日判件は、 引越会社への損害賠償、 解除権が一度成立した後、 購入費用の金利手数料が挙げられた。(8) 土地売買契約に関して買主に一度解除権が成立した後、 民法典二八一条の給付にかわる損害賠償にかえた支出賠 さらに債権者が履行請求を行ったとしても解除権 不動産の仲介費用、 再度 償 は金金 0) 担

連邦裁判所二〇一〇年七月八日決定は、(8) 居住用不動産の売買契約後、 取り壊した建物の 部について改築許可

税、

鑑定経費の賠償を求めたという事案において、

について、民法典四三七条三号、民法典三一一a条二項により賠償を認めたが、不動産の取得経費(つ) 建物の取り壊しによってその利用と改良が行えなくなったために無駄になったものであり、 ○ユーロ)、投下費用と設計費用(一万五○○○ユーロ)については、 が得られなかった場合に、 (二三万五〇〇〇ユーロ) の建築許可を受けられなかった一部に相当する額(八万五〇〇〇ユーロ) 価値賠償および支出賠償を求めることができるかが争われた。 建築許可が得られなかったことではなく、 請求された売買代金 支出目的挫折の要件 (三万五〇〇 の価値喪失

を満たさないとして賠償を認めなかった。 ため契約を解除したという事例について、 連邦裁判所二〇一一年七月一五日判決では、居住目的で購入した住宅が醸造所として使用されたことがあった(タヒ) 解除、 および損害賠償または支出賠償に対して追完履行が優先すると

弁護士費用の支払を求める原告の訴えを妨げるものではないとして、審理を原審に差し戻した。 しても、 連邦裁判所二〇一三年四月十九日判決は、 瑕疵を故意に隠匿する売主に追完履行は期待できないから、売買代金の返還と、諸費用および訴訟前 家屋の優先買取権の譲渡が争われ、 家屋の価値の減額分として六万

ユーロが請求されたが、売却された家屋そのものには瑕疵がないことから減額は否定された。(5)

仲介経費、

支出目的が挫折していないとして賠償が否定されている。(で) 訴の追行費 引越経費 (未確定) については、 (約三万ユーロ)、不動産登録料、 優先購入権の実行によって取得した家屋を保持し、 不動産税、 物件調査費、 移動費、 家屋修繕代金、 利用していることから、 追加の賃料、 別

なくなったために、 ?邦裁判所二○一六年九月二十二日決定は、 代金の減額、 手続費用、 遅延利息に加えて、 住居の売買契約において、 不動産取得経費、 カビを原因として約三ヶ月間 引越経費、 住宅手当、 利

契約上の請求権を争った前訴の既判力が及ばないことを理

(甲南法学'20) 60-1·2·3·4-149 (149)

に控訴審に差し戻した。

### ii 契約目的実現に対する出捐類型

イールなどの追加装備を購入し取り付けたが、 連邦裁判所二〇〇五年七月二〇日判決では、(28) 自動車の電気系統に修復できない瑕疵があり契約が合意解除され 営業用に自動車の購入後に、 カーナビやフロアマット、 アルミホ

た事案について、清算合意が成立した消費貸借の金利、

鑑定費用以外に、

約五、

五〇〇ユーロの追加装備代金

費用が民法典二八四条の支出に該当するとして賠償を認めた上で、(%) および約四九〇ユーロの自動車の認可、 輸送費用について争われた。連邦裁判所は、 約一年間自動車を利用していた期間について、 追加装備代金、認可・輸送(%)

利用期間を五年と想定して二割の控除を行った。(81)

七条二項一文による必要な費用の通常の維持費用に含まれ、この請求権は時効によって消滅していないとした。 した際の損害賠償請求権の時効期間について争われた。二四○○ユーロの飼育費用、八○ユーロの獣医報酬につ(⑻ 連邦裁判所二〇〇六年十一月十五日判決は、(8) 民法典四三七条三号と民法典二八四条による支出賠償請求権は時効によって消滅しているが、(8) オークションでの馬の売買契約を先天性心疾患を理由として解除 民法典三四

されていない以上、 たものであり、民法典二八四条の意味での支出に該当するとした。ただし、給付にかわる損害賠償の要件が充足 害賠償を否定した。その上で、瑕疵あるフローリング材を最初に敷設した費用は、 連邦裁判所二〇〇八年七月十五日判決では、(88) 取引を仲介した売主である材木業者に過失は認められないとして、代金の支払を拒絶した買主による損 民法典二八四条の類推適用を行うことはできないとして、結論としては支出賠償による請求(※) 材料の瑕疵によりフローリングの敷き直しを行ったという事例に 瑕疵の顕現により無駄になっ

ついて、

も否定した。

iv

後続出捐

類型

二八

新車の登録費用(91 請求について利用利益の賠償が争われ、 紀邦裁判所二○一○年四月十四日判決においては、(®) 自動車登録を廃止して損害を軽減すべきであったという控訴審裁判所の理由を維持し賠償を否録費用の賠償を肯定した。しかし、民法典二八四条に基づき請求された自動車保険および自動 民法典二八一条の給付にかわる損害賠償の内容として、 瑕疵ある中古自動車の売買契約の解除にともなう損害賠償 賠償を否定した。 抽象的 華税に 利 ||用利益、

#### iii 契約利益 類型

点から、ダイビング旅行の旅行代金を減額しうることを考慮することを指摘した。(gr) その妻が、当初予約してた滞在期間を延長し、 滞ではなく一部不履行であり、(55) 害賠償を肯定した。ただし民法典二八四条の支出賠償としてどの範囲で賠償が認められるかについては、 手荷物が目的地に輸送されなかったために、休暇中のダイビングができなくなったことについて、 (約四八○○ユーロ)の賠償が航空会社に求められた。 車 !邦裁判所二〇一五年十月十三日判決では、航空機への持ち込みが禁止とされていた小型酸素ボンベの入った(st) 旅行者に事前に危険物の説明しなかったことを契約上の義務違反であるとして損 休暇地で三週間浪費したこと、 連邦裁判所は、荷物が目的地に届かなかかったことは遅 留保されたダイビング可 全旅行代金 能性の観 原告と

購入された中古自動車に走行にかかわる重大な問題があったために、 が

的物 められた。 詐欺取消または解除を原因として、 、四条による支出賠償として全額の賠償を認めた。 0 返還 追完の期待できない瑕疵担保に基づく契約解除と代金の返還を認めるとともに、 の場合には後発的に 瑕疵 売買代金の返還と、 の判明した物への買主の支出も含まれるから、 事故救助および修理費用 (約三一五ユー 民法典四三七条三号と民法典 瑕疵を原因とする目 0) 賠償

第四款

小括

i 債務法改正前の裁判例

用利益の客観的価値の中に、原則として解消されることになり姿を消し、 して賠償額を定めることができるのか、という形で具体化されるに至った。その結果、支出そのものは抽象的使 損害賠償の枠組みの中での支出の位置付けは、支出そのものが賠償の対象となるのではなく、支出額を参考と 収益性の推定の機能する領域において、

賠償が認められることが前提となっているため、 最小損害の算定基準として一定の意義を残すのみとなっていた。ただし、 逸失利益の取得にかかった支出をどのように損害賠償に取り込 収益性の推定においても、 逸失利益

ii 債務法改正後の裁判例

むのかという形で議論されている。

実現を信頼して行われたものであり、 るべき出捐ということになる。 れていた内容であり、 先に整理した第一類型において、 履行利益賠償、 契約の効力が否定される場合には、 すなわち現行法における給付にかわる損害賠償が認められる場合には、その中で考慮され 問題とされる支出は、 支出賠償の対象となることに争いはない。 信頼利益賠償として考慮されるべき支出である。 契約締結前の交渉段階から契約完了時点までに契約の 旧法下においても明文で認めら

になる。この類型では、 収益性の推定で論じられていたように、 された物または権利への投資として具体化することになる。これは第一類型の延長として理解されることになり 第二の類型は、 契約の一応の完了後に、 解除法による賠償と競合する。 履行利益として逸失利益が認められる場合には、そこに吸収されること 契約の目的物に対して出捐がなされた場合であり、 契約によって獲得

賠償を認める必要はなくなるからである。

でそれ以外の類型とは異なる。 認めるものであり、 一類型では、 契約そのものの等価性が明らかではないために、 義務違反が生じた契約とは別の契約について、 この類型は第三者による契約侵害に近い構造を有しており、 支出が挫折した契約の対価そのものである点 主観的な価値評価である支出を基準に賠償 これを認める場合

不法行為に基づく損害賠償の問題とも競合し、 かつ、 非財産的損害の賠償に関する民法典二五三条の制 限との関

係が特に問題となる。

完履行費用として定められており、 現しようとする支出を扱う第二類型とは方向性を異にする。 類型の延長に置かれることになるが、義務違反によって生じた損失を填補するための出捐であり、 第四類型は、 義務違反の結果として生じた増加費用を扱うものであり、 また、 不法行為法においても帰責されうる項目となる。 民法典のいくつかの条文にお 内容としては 契約目的を実 追

ii 裁判例における民法典二八四条の支出概念

であるから、 れるときに支出賠償が否定されている局面が想定されるが、 ることによって支出 契 (約の清算局 契約で約束された給付利益 面において債権者の満足が得られなかったという場合については、 の問題も解決されることになる。なぜなら、 の価値、 すなわち給付にかわる損害賠償が認められるときには、 本来支出は出捐者の計算にお 典型的には第二類型で逸失利益の賠償が認めら 給付にかわる損害賠 いて行わ れるべ 償 きも 支出 を認

そうすると、 給付にかわる損 支出賠償が典型的に機能するのは、 害賠償 を認めるに際して、 その 額が不明 契約を解除して給付の返還とともに支出賠償を請求する場 確であるとか、 蓋然性の程 度が十分ではない

理由により、

確かに損害が生じているとはいえ、

十分な金銭賠償を認めることが難しい場合が想定される。

(甲南法学'20) 60-1·2·3·4-153 (153)

論 説 ような場合、給付利益や逸失利益の証明が困難であるとしても、少なくとも債権者は契約の実現により支出以上 のものを得られると期待して支出を行っているのであり、契約の実現を信頼して債権者が支出を行ったと証明す

民法典二八四条の支出概念は、統一的な支出賠償請求権を創設するという立法趣旨から、立法の契機となった

ることは容易であると考えられるからである。

ない。 その目的が挫折させられたという点で共通点を有するものの、賠償の対象となるかどうかの基準は一律とはいえ 裁判例を超える範囲の支出を包摂することになった。その結果、債務法改正後の裁判例では、支出が行われて、 方法によって行われているが、衡平性や相当性の基準で争われたものはないため、理論上の減額方法がどのよう また、支出額を減額するという点については、 第二類型における利用控除や、目的の挫折した範囲という

第二節 学説における議論 に機能するかは、

今後の判例の展開に委ねられる。

るのかという点に注目する。 分けることができる。そして後者については、特に法律効果として損害賠償範囲を決定する基準として機能しう 出賠償請求権を理論上どのように理解すべきであるのかという問題と、 個別の要件をどのように解釈するのかに

本節においては、学説上、支出賠償請求権がどのように論じられているのかを検討する。ここでの議論は、支

第一款 支出賠償請求権の位置づけ

ことが中心的課題とされ、 学説上の支出賠償請求権 大きく三つの見解に分類することができる。第一は、旧法における収益性の推定を継 :の議論は、そもそも支出賠償請求権がどのような性質の請求権であるのかを検討する

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-154 (154)

論的

に解

債権者に二重補償を認めないという趣旨で理解し、

個々の損害項目を、

その被侵害利益

を基準

受する条文であるとする見解であり、 する見解があり、 釈することになる。 場合に限定されることになり、 支出賠償と損害賠償を組み合わせることができるのかという一般給付障害法との関係、 決定されるというわけではなく、さらに個別の問題点ごとに検討することが必要となる。 損害賠償請求権と並立する、 かし、これらいずれの見解によるとしても、 既存の損害賠償法体系を維持しつつ、新たな保護領域を創出した規定であるという。 第二に、 支出賠償という固 損害算定の方法または挫折損害の概念を創設するものとして損害論の規定であると 給付障害法における一般損害賠償法の規定とした条文の体系的位置づけを縮小 |の挫折概念による制限、 |(M) この見解に従えば、 |有の賠償請求権を創設した規律であるとする見解が示されている。 支出賠償請求権の理論的な説明から、 民法典二八四条の適用領域は双務契約かつ収益 その賠償範囲 第二に、 具体的 どのような支出 には、 が 第 最後に、 に、 目

菂

解 0

#### 般給付障害法との )関係

般給付障害法との関係におい

ては、

民法典二八

四条の定める損

害賠

償請求権との選択制という条文構造、

解

が対象となるのか、

第三に、

目的

第四に、

衡平性要件による制限である

除法の定める契約清算規律との整合性が問題となりうる。 i 損害賠償請 式 権(w) との 整理

組み合わせて請求することが認められるか、 利益の侵害に関する損害賠償については、文言上からも排斥する必要はないが、 支出賠償と損害賠償請求権とが両立しうるのかという観点について、 償 のみを選択制 の対象としている。 そのため、 という点で争われている。 民法典二八〇条二項による遅延損害や一 この点、 民法典二八四条の文言は、 給付にかわる損害賠償請求権 民法典二八四 項に基づく完全 条の 選択 給付にかわ 制 を目

る

論 当化されることになるが、挫折した支出と不履行により生じた損害とが相互に無関係な給付利益の項目である場 整理していくことが必要であることを主張する見解がある。他方、 下位規範と性質決定する立場からは、同一利益の二重補償の禁止という観点から、支出賠償請求権の選択制が正 支出賠償請求権を積極的利益に対する責任

### 解除法との整理

合には、給付にかわる損害賠償と支出賠償の組み合わせが承認されるとする。

象の重複が生じる可能性がある。 ドイツ民法典は解除と損害賠償の併存を認めているので、 解除による清算の規律と、(三) 支出賠償請求権とでは対

ではないとする。 (IB) が、 とりわけ、 られないとすると、 基礎付ける規律であるから、双務契約において常に民法典三四七条二項が優先的に適用されるとすることは妥当 支出賠償と重複する可能性のある三四七条二項の規律は、 支出についての完結した特則ではないし、 民法典二八四条は債務者の帰責事由を要件として民法典三四七条二項の範囲を超えた債務者の責任を 解除の意思表示をしたことによって債権者がその地位を悪化させられてしまうことになる。 債権者が解除を選択した場合に三四七条二項によることしか認め 売買目的物のための費用の填補について定めている

二項による費用清算の規律と民法典二八四条の支出賠償の規律は重畳するという見解、(単) 可能な無形的利益として表象された逸失履行利益が挫折させられたことに対する填補であるから、全く異なる規 配を定める民法典三四七条二項とは異なり、 これに対して、民法典三二五条により解除と損害賠償とが併存することになった点を強調し、民法典三四七条 民法典二八四条は、無駄になった支出によって最小損害または算定 また、 解除法上 の危険分

範であるとする見解がある。

争

いがあるのは、

契約締結後の支出が賠償適格を有するのかについてである。

契約目的の不到達が確定し

第三款 支出賠償の対象となる支出

償適格性と、 うるが、 として把握される範囲を確定しておかなければならない。 先にみたように、 両者を一つの要件で扱うことは困難であるため、 賠償が認められる支出項目のうち、どの範囲で賠償されるのかという賠償額算定の問題が考慮され 民法典は支出についての定義規定を有していないため、民法典二八四条の意味における支出 すなわち、どの支出が賠償の対象となるのかという賠 支出要件は賠償適格性を判断するためのものとして扱

う。

出 する支出が対象とされるの 求権の保護対象とすべきかを検討する。 が対象となるのかという時期の問題を、 本稿におい 義務違反前に行われた、 ては、 起草段階において民法典二八四条が典型的に予定していた支出 かを扱う。 回的かつ無形的な目的のための支出と異なる類型について、 まず前提として、 次に給付の獲得を信頼してなされた支出という文言に関して、 契約締結および義務違反との関係で、 の類型、 どこまで支出賠償請 すなわち、 つ行わ 契約締 何に対 n た支

i 時期による区別

契約締結後、

義務違反前に行われた支出に関して、

支出賠償請求権による保護の対象に含まれることは異論

な い。 !iiii るとする。 上の 支出に民法典二八 過失が保護の対象に含められているように、 契約締結前に行われた支出については、そもそも契約の実現に対する信頼が存しないから、。 四 [条は適用されないとする見解があるが、一 給付にかわる損害賠償かえて支出賠償請求権の成立が認められ 般的には、 民法典三一一 a 条二 項により契約締 契約交渉中

説 に生じた費用についてはもはや契約実現への信頼が存しないから支出賠償の対象とならないとする見解に対して、 債務者に一定の法的不確実性をもたらしうるとしても、民法典二八四条の選択制を目的論的に解釈し、すなわち、

論 とが必要であることを主張する見解がある。その中でも、特に遅滞にともなう増加費用については、(図) 違反後の費用としては、瑕疵担保責任に関する追完履行費用に関しても民法典二八四条が問題となりうるが、こ に生じた支出であるとしても、民法典二八四条を類推適用することができるとする見解がみられる。 債権者に二重補償を認めないという趣旨で理解し、 個々の損害項目を、その被侵害利益を基準に整理していくこ なお、 義務違反後

### 対象による区別

支出賠償の対象となる支出として、契約締結費用や契約履行費用が対象となることは争いはない。(宮)

れは給付実現のための履行費用の負担であるから、支出賠償請求権では包摂され得ない。

されている場合に、その物に対して行われる支出と、給付として一定の行為など無形的なものが予定されている 支出の対象を、給付の獲得を信頼してという文言を手がかりに分類すると、給付目的物として特定の物が予定

場合とで分けることができる。

する価値が残される場合には、残存価値をどのように評価するのかの問題が残される。(図) 費用として利用控除の対象に含めないとする見解と、契約費用であっても、契約目的の不到達が確定するに至る(図) る。これに対して、 時点までは支出目的を一時的には達成していたのであるから、これも利用控除の対象に含めるとする見解があ した後の利用を展開するための支出とで区別する。利用そのものを実現するための支出に関しては、これを契約(⑻) 前者については、さらに税や手続費用など契約を実現するために費やされる支出と、設備投資など契約を実現 利用価値を高めるための支出に関しては、とりわけ契約の直接の目的物から切り離して利 この点については、実際 用

i

支出

目的

について

味がない場合には、 判断に際して、支出の目的物ではなく、 に債権者によって利用された期間についての控除を行い、さらに残余価値を控除するという計算方法が考えられ きる場合には引換給付の問題となるが、 て、支出によって獲得された物が債権者のもとから移転可能であるか否かによって、債務者に引き渡すことがで ている。また、支出によって契約の目的物とは異なる、 転用義務あるいは換価義務を課すことによって支出賠償額を減額すべきか否かの考慮が必要 契約目的物についてのみ目的不到達の判断がなされることになる。そし 引き渡すことができない場合、 何らかの有体物が得られている場合には、 あるいは引き渡しても債務者にとって意 目的不到達の

となる

第四款 支出目的の挫折 (區) 的が挫折したといえるのかの評価は直結しないため、目的の挫折要件との関係で慎重な考慮を要することになる。 についても枠組みとしては同様に考えることができるが、無形的な給付の展開ができなくなったことと、 象となる契約目的との区別が必要となる。 定の物を給付目的物とする場合と同様に考えることができる。そして、無形的な契約利益を展開するための費用 支出目 後者についても、 一的の挫折については、 同様に二つに分類されることになるが、そのうち契約を実現する費用の部分については、 どの範囲で支出目的が挫折したかを評価しなければならないため、 義務違 支出 反の対 特

となるのは、 契約を実現するために行われる支出の目的は、 商業的 か観念的かという支出目的 収益性の推定も適用可能な商業的目的が設定されていた場合には、支出賠償請求権 の性質により、 原則として契約目的と一致することになる。そこで最初に問(B) 債権者の救済手段が異なることを承認する

という点である。

すなわち、

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-159

説 する見解は、収益性の推定が妥当する商業的目的であるか否かの区別を排除し、責任の統一化を図るという立法(※) と給付にかわる損害賠償請求権とで、 選択的ではあるものの二重の保護が与えられる可能性がある。これを容認

論 意図は、 民法典二八四条が存在しても収益性の推定は引き続き妥当するとして、両立を認めることになる。 収益性の推定をもはや主張できないという形で債権者の地位を悪化させることにまで及ぶものではない

定されていることも多くみられるため、収益性の推定の役割を縮小させていこうとする見解が主張されるように(図) に両立を認める見解においても、 支出目的が常に単一の内容といえるかは疑問であり、 両者の目的が混交して設

民法典二八四条の創設はこれらを統一的に扱う規律を新設したものであるから、 支出賠償請求権に一元化すべき

収益性の推定や解除法の規律が契約における支出の問題を取り扱っていたのに対して、

であるとの見解もある。

なってきている。

他方、

#### ii 支出目的の挫折する範囲

明らかにすることによって算定されるとする見解がある。 場合のように、支出目的を割合的に分割することができるかが、さらに問題となる。すなわち、支出目(世) 理由に、 法典三四六条一項を類推するのではなく、支出の部分的な無価値化を理由に賠償額が減額されるのであることを ことができるのか否かが問題となる。この点については、 の一類型として、一定の期間支出目的を実現できたことにより、 商 **!業的目的と観念的目的が同時に設定される場合のように、** 具体的に使用された割合に応じて縮減すべきであるとする見解、 期間の経過に応じて減額すべきであるとする見解、 あるいは支出目的の実現を分割して観念できる 賠償額から、 個別事例における目的不到達の範囲を その期間に相当する額を控除する 的の挫折

民

(甲南法学'20) 60-1.2.3.4-160 (160) ii

金

額 0

「律効果の段階で問題となるのは、

衡平性要件による賠

償額の制

限である。

この点は、

契約実現への不安と同

ある。

第五 款 衡平性

単に民法典二五四条の規律を指示しているのではなく、(⑱) 険を債務者に負担させると無制限な賠償範囲の拡張に至ることとを調整するための基準として、成立要件という 条文上の位置付けを超えて、 平性については、 契約信義に反する債務者に支出を転嫁してもよいということと、 損害賠償額の調整規範としても機能すると考えられている。そして衡平性の基準は、(ぽ) 固有の賠償枠組みの機能を有するとして、以下のような(ඕ) あらゆる支出の挫 折の危

契約実現へ

議論がなされてきた。

への不安

が危ぶまれる兆候がみられるときに、 『平性要件が成立要件として機能する局面として、契約が有効に成立して実現過程にあるとしても、その実現 債権者が支出を見合わせなければならないのかが問題となる。このような

者が給付を実現しない可能性を考慮して特定の支出を行わないようにする債権者の義務は存しないとする見解(Bi 定する見解がある。 性急な支出については、 それに対して、 失敗する可能性の高い投資の危険を債務者に転嫁することになるため、 民法典二八四条が定める要件は、 給付の獲得への信頼 のみであるか 賠償適格性を否

制 限

では、 客観的価値の額を超えているというのみで賠償適格性が否定されるわけではない。(®) そもそも過剰な支出は賠償の対象とならないと考えることもできるが、 給付の獲得を信頼して行われている限りにおいて、 支出賠償請求権によって認められる金額が反対給付 民法典二八四条における支出概 衡平性要件による制限は賠

られている。これに対して、衡平性要件により金額を制限しようとするには、ある給付に対して正当な対価とし(国) 範囲の問題であるとして、期待されていた給付の種類と範囲に対して合理的な範囲内に制限されるとの理解がと

になる。 果関係の問題と賠償額の確定を混同しているとして否定する見解もある。この見解によれば、 ての支出額を確定するというのは、裁判官に固有の裁量評価を避けることはできず、法的確実性を欠くために認 慮に入れているため、債権者は当該給付の獲得を信頼して目的物の使用のための支出を行ってもよいが、 て賠償額の減額を導くというものである。また、目的物の通常期待されるべき使用は、債務者も契約において考い。 えた通常とはいえない支出については、一般損害法と同様に、 ないが、契約締結に際して予見できない支出の賠償を債務者に課すべきではないから、 集義務を果たしていれば支出していたであろうより適切な金額の範囲内においてのみ支出賠償を請求できること ことを債権者に期待可能である場合には、衡平な方法で支出が行われていないとして支出賠償請求権は、 な支出額で目的を実現できるであろうことを支出の時点で具体的に認識可能であり、かつ、その認識を有すべき められないし、他方、債務者の予見可能性を基準として支出の範囲を限定するという手法も、 あるいは、衡平性要件により、何に対して支出を行うかという債権者の処分自由は制限されるものでは 債権者に指摘義務を課し、これに対する違反とし 取引に典型的な支出を越 債権者がより適切 損害法における因 情報収 債務者

## ii 支出軽減義務

賠償範囲を制限する可能性を認める。

支出によって得られた利益を債務者に引き渡すことができない場合、 衡平性要件が減額 の基準として機能する場面として、 支出軽減義務が考えられる。 これを債権者のもとで転用するよ

に認識されえない通常ではない使用意図の場合には、債権者と債務者間に存する情報の非対称性を縮減するため

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-162 (162)

能性まで考慮するものではないから、支出賠償を請求する時点で転用が可能である場合に限られるとする。 するための義務が債権者には存しているから、できる限り他の方法で支出を利用しなければならないとする見解 う義務づけることが考えられている。他に、「⑱」 て達成されうるときのみ転用義務を認める立場においても、 もある。 ただし、 商業的目的追求がなされた場合で、かつ、代替可能な給付について支出目的が代替取引によっ 民法典二五四条二項の法思想を類推適用して、 将来の不確実な事情にかからしめた仮定的な利用 一般的に損害を軽減 可

点から基礎づける見解もある。 (IE) 具体的に他の目的に転用された場合に債権者に生じる利益を考慮して、 二五四条二項一文後段の類推による転用義務まで課すことはできないとする見解がある。 <sup>(B)</sup> これに対して、当初から他の目的への転用可能性が予定されており、 同一事件から生じた利益の控除という観 かつ実際に転用した場合を除き、 また、 同様の結論を、 民法典

額という形で機能する余地を認める見解がある。 (☞) 護するという民法典二八四条の目的を顧慮すれば、否定的に解されるべきである。ただし、この立場の中でも を債権者に変更するよう強制することができるか否かが問題となる。この点については、 商業的目的を追求している場合には、 代替取引を行うことが合理的に期待される範囲において、 債権者の処分自 損害賠償額の減 由を保

民法典二五四条の規律が債権者に代替取引を課していることから、支出によって得られる利益

の目

的

(4) BGH Urtv. 7.5.1956, NJW 1956, 1234.

47受けた二〇一七年改正(二〇一八年七月一日施行)により民法典六五一n条に規定されている。 船旅行事件では、契約責任が問われる場合でも慰謝料またはそれに類するものを認めることができるのかが問題とされたが、 七九年に民法典六五一f条において立法的に解決され、 現在は二〇一五年のEU指令(Richtlinie (EU) 2015/2302)

民法典六五一巾条(損害賠償

(2) 包括旅行が挫折し、または相当に侵害された場合、 請求することができる。 旅行者は、 無駄に過ごした休暇期間についても、 相当な金銭賠償を

民法典旧六五一千条(損害賠償

(2) 旅行が挫折し、または著しく侵害されたときは、旅行者は、無駄に過ごした休暇期間についても相当な金銭賠償を請求

(\(\precap{\pi}\)) NJW 1956, 1234, Rn. 17

しうる。

- 49 判断を維持した。 訴額六○○マルクに対して、原告について一○○マルク、原告の妻について二○○マルクの損害を認定した控訴審裁判所の
- (S) BGH Urtv. 15.12.1970, BGHZ 55, 146
- (云) BGHZ 55, 146, Rn. 16
- (\(\mathbb{B}\)) BGHZ 55, 146, Rn. 20.
- 53 動車や家屋の抽象的使用利益という財産的利益の類型が承認されるに至り、 出の額を上回る(BGHZ 45, 212, Rn. 16)」額の賠償が認められるとして、支出を賠償額算定の考慮要素としていたが、自 償を認めてきた。当初は「支出によって購入(NJW 1956, 1234, Rn. 17)」され、かつ、使用の実現のために行われた「支 なった場合に限り(BGH Urt.v. 16.10.1973, NJW 1974, 33, Rn. 8, BGH Urt.v. 28.1.1975, NJW 1975, 922, Rn. 13)金銭賠 できるから、物を毀損されたことにより、その物の所有者または所有者と同視できるほど近しい者が現実の使用をできなく 奪が経済的にみれば財産損害である(BGH Urt.v. 28.2.1980, BGHZ 76, 179, Rn. 20)」とされている領域においては、その 連邦裁判所の判例理論によると、「取引通念にしたがえば利用可能性が金銭価値ある財産的利益とみなされ、その一時的な剥 「客観的基準にしたがって確定可能な財産的価値であるとみなす(BGH Urt.v. 15.4.1966, BGHZ 45, 212, Rn. 11)」ことが その存在意義を失った。
- 54 前提として、「損害賠償の算定の場合には、双方の給付が両当事者の意思を基準とすれば等価値のものとして対置されるとい 買主の地位が第三者に譲渡された後に行われた支出の賠償が求められたという事案である。帝国裁判所はこの事件の判断の このような賠償方法を最初に扱った帝国裁判所判決 (RG Urtv. 19.2.1930, RGZ 127, 245)は、パルプ材の取引に際して、

四一条三項

- の損害である(RGZ 127, 248f.)」と述べて、正確な損害算定を回避して契約に関連する支出についての金銭賠償を認めると ないとすれば、反対給付の取得のために引渡し、また費やしたものが買主に返還されなければならない。これがその最小限 いう立場を示した。 うことから出発すべきである。買主は、反対給付を得るために、合意された価格を認めたのである。この反対給付を取得し
- (5) BGH Urtv. 22.9.1971, BGHZ 57, 78, Rn. 11.

13 がある その他に同旨のものとして BGH Urt.v. 21.4.1978, BGHZ 71, 234, Rn. 19; BGH Urt.v. 23.4.1991, NJW 1991, 2707,

56 れる金額を最小損害として請求しうることを述べる(BGH Urtv. 8.2.1974, BGHZ 62, 119, Rn. 14)。 損害賠償を請求したという事例において、給付と反対給付が等価値であることを前提に、自らの支払った売買代金と等置さ 連邦裁判所は、他人物売買の売主が所有権を取得できずに契約を履行できなくなったため、 買主が売買代金の返還と同時に

不動産賃貸借の瑕疵修補がなされなかった場合の損害賠償として契約締結に際しての仲介料に収益性の推定が及ぶとした事 いてその承認前に行われた支出であっても収益性が及ぶとした判決 済み金銭の請求を認めた事例(BGH Urt.v. 25.3.1998, NJW 1998, 2360, Rn. 45)、無権代理人による不動産の売買契約にお 主張し得ることを示した判決 収益性の推定の法理により、解除と同時に損害賠償を請求するときに、損害賠償として支払済売買代金を最小損害として (BGH Urt.v. 29.1.1982, NJW 1982, 1279, Rn. 12)、契約の解除または最小損害として支払 (BGH Urt.v. 26.3.1999, NJW 1999, 2269, Rn. 6,

例 なお、カナーリス(Canaris, Aquivalenzvermutung, a.a.O.(Anm.27))は、一般論としての等価性原理について、 (LG Köln, Urt.v. 27.5.1999, NJW-RR 1993, 524, 525) がある。

(民法典旧四七二 a条) に表出する減額算定のための等価性原理を、

当事者間で合意された価格と客観的価値に違いがある場合を検討する。そして約定解除の場合 (S.18f.)とで類型化した後、割合的算定方法によることを述べる(S.19f.) (S.16f.) と、 法定解除の場合

57 この他、 売買契約の不履行に基づく損害賠償の範囲内では収益性の推定に基づく支出の賠償を求めることを否定した判決 収益性の推定が及ばないとされた事例として、 民法典二五二条により逸失利益の証明を行うことのできる場合に、 (BGH Urt.v

22.10.1999, BGHZ 143,

42, Rn.

19)、家屋の売買契約の解消の事例において、

先履行した給付の返還請求とともに収益性の

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-165 (165)

民法典四

主観的等価性と客観的等価性に整理し (S.6):

知を行った賃借人が、通常の差額説による填補賠償と収益性の推定による支出賠償とを同時に請求することを否定した判 推定にもとづく支出賠償を請求することはできるが、逸失利益とともに支出賠償を請求することは認めないとした判決 (BGH Urtv. 15.3.2000, NJW 2000, 2342, Rn. 29)、脱脂粉乳の介入売買は財産増加ではなく経済統制目的であるから収益 (BGH Urtv. 24.9.1999, NJW 1999, 3625, Rn. 20)、診療所の賃貸借契約において、賃貸人の契約違反を原因とする解約告

性は推定されないとして金融費用の賠償を否定した判決 Urtv. 30.6.1993, BGHZ 123, 96, 101) がある。 た、賃貸借契約の賃借人に解約告知権、賃貸人に解除権の留保されている場合、収益性の推定が反証されうるという判決(BGH (BGH Urt.v. 18.9.1985, NJW 1986, 659, , Rn. 60 などがある。 60-1:2:3:4-166 (166)

58 BGB §280, Rn. E115, MüKoBGB/Emmerich, 8.Aufl. 2019, Vorbemerkung zu §281, Rn. 19, BeckOK BGB/Lorenz, 50.Ed 収益性の推定について、学説は、 最小損害として少なくともその結論においては承認している (Staudinger/Schwarze (2014)

(甲南法学'20)

1.5.2019, BGB §281 Rn. 50, jurisPK-BGB 8.Aufl./Seichter, §281 Rn. 72, Palandt/Grüneberg 79.Aufl., BGB §281, Rn. 23)

<del>5</del>9

BGH Urt.v. 10.12.1986, BGHZ 99, 182

余の印刷物の売上や七三○マルク余の寄付については、差し戻すことになった。 刊)で確定した逸失利益(広告から期待される利益および催しの参加者の寄付から期待される利益)として、七二〇マルク 償請求権が成立しているという点である。なお、具体的には、二八八○○マルク余の広告費用、 裁判所の判断が示されている。この点、本稿との関係で必要となるのは、契約違反を原因とした履行利益についての損害賠 本件においては、被告の契約上の解除権行使の要件についても争われ、これについては解除を契約違反であるとする連邦 および宿泊費、飲食費、交通費の七〇〇マルク余のいずれの賠償も否定したが、既に控訴審 一七四〇マルクの講演者報 (OLG Düsseldorf:未公

とされている限りで収益性の推定が妥当するとして、旅行費用の賠償を認めた(OLG Köln Urtv. 16.9.1993, NJW-RR 1994 場券を手配する契約が実現されなかったという事例においては、 追求したものであるとして否定されている(LG Lineburg Urtv. 11.8.2000, NJW 2002, 614)。他方、 たという事例において、コンサートの主催者に対するこれらの費用の賠償請求が、収益性の推定の妥当しない無形的 同様に、コンサートを予約した原告が、そのために移動費用と宿泊費用を支払ったにもかかわらずコンサートが中 両当事者の意思により無形的目的が財産的価値ある等価物 オスカー受賞式の入 目的を

- (60) BGHZ 99, 182, Rn. 4
- 財産的損害でない損害については、 [非財産的損害] 制定法で定められた場合に限り、 金銭による賠償を請求することができる。
- (G) BGH Urt.v. 19.4.1991, BGHZ 114, 193
- (②) BGHZ 114, 193, Rn. 13, (③) BGHZ 114, 193, Rn. 17.

14.

) BGHZ 114, 193, Rn. 19

64

- 65 性を証明することによって収益性の推定を受ける可能性があることも示す (BGHZ 114, 193, Rn. 25)。 ただし、賠償を否定された出捐については、 契約目的物を後続的に利用するための投資または費用であり、 逸失利益の蓋然
- 詳細は、拙稿「支出賠償の現状と課題」(前掲注24)五三頁以下参照

66

- (a) BGH Urtv. 20.1.2006, NJW 2006, 1198 (a) NJW 2006, 1198, Rn. 25.
- (\varphi) NJW 2011, 142, Rn. 7.

69

BGH Beschlv. 8.7.2010, NJW 2011, 142

- 民法典四三七条については、後掲注回参照。
- (71) NJW 2011, 142, Rn. 6
- BGH Urtv. 15.7.2011, BGHZ 190, 272.

 $\widehat{72}$ 

- 行われていない。 れた責任制限条項を援用することはできないという点である(BGHZ 190, 272, Rn. 13)。また、請求内容の具体的な審査は 本判決の主たる争点は、 目的物の瑕疵が故意に隠されていた場合には、 意思決定に影響を与えなかったとしても、 合意さ
- (\(\frac{12}{12}\)) BGHZ 190, 272, Rn. 14
- (₹) BGH Urt.v. 19.4.2013, NJW 2013, 1948.
- (5) NJW 2013, 1948, Rn. 14, 16.

ことを理由に否定した(NJW 2013, 1948, Rn. 17, 23)。 また、優先購入権譲渡の不履行および義務違反を原因とする給付にかわる損害賠償については、 損害額の主張立証がない

<del>76</del> NJW 2013, 1948, Rn. 21

仲介報酬、公証土地登記経費、不動産取得税、 現可能性が義務違反によって妨げられたことにより、家屋の取得のために行った投資が価値を失ったとして(Rn. 31, 控訴審裁判所(OLG Frankfurt Urt.v. 10.4.2012, juris)は、 引越経費、 「修繕費として約四万ユーロの賠償を認めた(Rn. 33, 36)。 適切な説明があれば家屋を購入しておらず、優先購入権の実

77 BGH Beschlv. 22.9.2016, NJW 2017, 893

本判決の主たる争点は、前訴で確定された詐欺に基づく契約上の請求権の不存在の判決効の及ぶ範囲であるが (NJW 2017

Rn. 20)、支出賠償としてどのような支出項目を計上することができるのかを示す一事例として挙げる。

78 BGH Urt.v. 20.7.2005, BGHZ 163, 381

務からの解放を認めたが、それ以外については否認した。 還されるべき自動車につき受領遅滞にあることの確認を求めた。これに対して被告は、支出賠償以外の金銭賠償および残債 本判決における具体的な両当事者の主張としては、原告は、 鑑定費用および支出賠償から利用補償を控除した金額)、 自動車の返還と引き換えに金銭の賠償(既払い代金、 遅延利息、 訴外銀行からの残融資債務からの解放、 被告が返 融資手

に応じて減額し、高等裁判所は利用期間に応じて減額するという処理を行った(ZGS 2004, 434, Rn. 2004, 434)は、民法典二八四条の支出賠償により原告の訴えを認めたが、地方裁判所は輸送と認可の費用を含めて走行距離 案の経過としては、 地方裁判所 (LG Stuttgart:未公刊) および高等裁判所 (OLG Stuttgart, Urt.v. 25.8.2004, . 52)°

- 79 BGHZ 163, 381, Rn. 20
- 80 BGHZ 163, 381, Rn. 26
- 81 BGHZ 163, 381, Rn. 21, 34

(BGHZ 163, 381, Rn. 26)°

2004, 434, Rn. 51)、自動車の利用を実現するための費用であり、追加装備についての費用と別扱いする必要はないとした 認可・輸送費用についても、 控訴審裁判所では一回的に尽くされる費用であるとして利用控除が行われなかったが(ZGS

(甲南法学'20) 60-1:2:3:4-168

93 92

- 82 BGH Urt.v. 15.11.2006, BGHZ 170, 31
- $\widehat{83}$ 32, 33)、給付の提供または契約不適合給付による解除の有効性 本件においては、契約約款における時効期間縮減条項の無効性 (BGHZ 170, 31, Rn. (BGHZ 170, 31, Rn. 34) 20) 馬の中古性 が争われた。 (BGHZ 170, 31, Rn
- BGHZ 170, 31, Rn. 40

85 84

BGHZ 170, 31, Rn. 41, 42 民法典三四七条については、

後述第四章第三節第三款参照

BGH Urt.v. 15.7.2008, BGHZ 177, 224

86

なるにすぎないと判示(BGHZ 177, 224, Rn. 21)しており、支出賠償請求権は傍論で扱われているにすぎない。 設まで含まれず(BGHZ 177, 224, Rn. 27)、契約の実現をもはや前提としない場合には追完履行ではなく損害賠償の問題と 設置された売買目的物に瑕疵があった場合の追完履行の内容に、 本判決の主たる争点は、瑕疵ある物の売主がどのような義務を負うのかという瑕疵担保責任の内容であり、 瑕疵のない物の再調達と引渡以外に、 従前の状態への再敷 買主のもとで

- BGHZ 177, 235, Rn. 29
- BGHZ 177, 236, Rn. 33.

88 87

- 90 89 BGH Urtv. 14.4.2010, NJW 2010, 2426
- NJW 2010, 2426, Rn. 16
- 91 NJW 2010, 2426, Rn. 33
- Kammergericht Berlin Urt.v. 30.4.2009, ZfS 2009, 503, Rn.
- NJW 2010, 2426, Rn. 34
- $\widehat{94}$ BGH Urt.v. 13.10.2015, NJW 2016, 491
- 95 NJW 2016, 491, Rn. 8, 15.
- 97 96 WſN WſN 2016,  $^{7}$  2016, 491, 491, Rn. 24, Rn. 31

25

- 98 BGH Urt.v. 15.4.2015, NJW 2015, 1669.

100

(\mathbb{R}) NJW 2015, 1669, Rn. 18, 21

NJW 2015, 1669, Rn. 24

- 101 己の出捐を回復することになる。 例えば、第一、第二類型で契約の対価そのものの取り戻しは、 解除による原状回復、 すなわち不当利得返還請求によって自
- この類型は、 **狩猟権事例において否定の立場を示した旧法下における判例を変更する可能性がある(第三章第一節第二款**
- 102 stionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 463)° 給付障害に対する制裁という意味を有する規定であるとする(2240f.)。また、債務者の側について最安価回避費用、 されるはずであった利用の危険についての最安価回避の可能性を考慮し、義務違反の費用を債務者に割り振るものであり、 Aufwendungsersatz nach §284 BGB, ZIP 2005, 2238, 2239f.)。そして民法典二八四条の規律は、 権者の最前の投資への刺激を保護するという社会的効用の保護に求める(Tobias Tröger, Der Individualität eine Bresche トレーガーは、支出賠償請求権の正当化根拠を、行動経済学の観点から、 には最適な投資という観点から、同条を積極的利益の賠償請求権の下位類型として位置づけることを試みる(Tröger, Inve 経済的合理性に従って、給付の提供を信頼した債 債権者の支出によって実現
- a.a.O.(Anm.21), 55) もある。 に影響を及ぼさないことを論拠に、 他方、損害賠償請求権であるか否かは民法典二五四条の適用か類推適用かで差異が生じるものの、 法的性質論の問題を不要と論ずる見解(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. Rn. 7, Schenk 支出賠償請求権の結論
- 103 störungen, NJW 2002, 1, 10) $^{\circ}$ Rolland / Carsten Schäfer / Holger Wendtland, Das neue Schuldrecht, 2002, 79, 95f., Rn. 59ff., Hans Stoll, Notizen zu Schuldrecht I, Allgemeiner Teil, 20.Aufl., 2012, Rn. 455a f., Dieter Medicus, in: Lothar Haas / Dieter Medicus / Walter 解は多数みられる(Hein Kötz, Vertragsrecht, 2009, Rn. 1196, Stephan Lorenz, Schadensersatz statt der Leistung, Rentabi 本稿で紹介する以外にも、その根拠を明示的に示すものではないが、支出賠償請求権を収益性の推定の拡張であるとする見 Neuordnung des Rechts der Leistungstörungen, JZ 2001, 589, S.595f., Daniel Zimmer, Das neue Recht der Leistungs litätsvermutung und Aufwendungsersatz im Gewährleistungsrecht, NJW 2004, 26, 27, Dieter Medicus / Stephan Lorenz

104 dernisierung, a.a.O. (Anm.26), 517, Canaris, Schudrechtsmodernisierung, a.a.O. (Anm.26), XVII)° wendungsersatz im Entwurf des Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes, DB 2001, 1815, 1820, Canaris, Schudrechtsmo 政府理由書の立場と同様に、カナーリスは、支出そのものではなく、その目的が失われたことに損害を観念し、これを不履 行損害と等置する(Claus-Wilhelm Canaris, Schadensersatz wegen Pflichtverletzung, anfängliche Unmöglichkeit und Auf

Kessel/Kramme, §284, Rn. 2)° マンス (Peter Schlechtriem / Martin Schmidt-Kessel, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 6.Aufl., 2005, Rn. 649, PWW/Schmidt 能性を追加するものであると述べるが、従来の意味での損害を支出賠償請求権が認められるための要件からは明示的に外し 同様に、シュミット・ケッセルは、支出賠償の規律は民法典二五三条一項の例外規定であるとしたうえで、損害算定の可

Verhältnis, a.a.O.(Anm.28), 257ff.がある。 その他、この立場に属する見解として、Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1046, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 84, Stoppel

(≦) Holger Ellers, Der Ersatz vergeblicher Aufwendungen, 2005, 124f.

る場合が考えられるとしている (Wolfgang Fikentscher / Andreas Heinemann, Schuldrecht, 11.Aufl., 2017, 221f., Rn. 440) 民法典二八〇条一項の一般条項の援用により民法典二八四条の規定を目的論的に縮減し、契約利益の賠償と同時に請求され 義務に違反して履行された契約の場合には、 請求できるとすべきであるが、民法典二八四条の文言にしたがうならば後者の賠償は排除されることになる。このように、 の不完全履行という事例において、委任者はそれによって生じた損害と同時に、正当な履行を信頼して行った支出の賠償も 205, 275, 284, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 2, Jan Dirk Harke, Allgemeines Schuldrecht, 1.Aufl., 2010, Rn. 318 がある。 Birgit Weitemeyer, Rentabilitätsvermutung und Ersatz frustrierter Aufwendungen unter der Geltung von §284 BGB, AcF して創設された規定であるとする(LG Bonn Urt. v. 30.10.2003=NJW 2004, 74, Rn. 61)。 たは消費目的設定の場合に適用されるべきであるとし、 ボン地方裁判所は、 ハイネマンは、民法典二八四条のかえてという条文構造そのものに欠陥があることを指摘する。たとえば、有償事務管理 その他、この立場に属する見解として、Brox/Walker, SR-AT, a.a.O.(Anm.105), §21 Rn. 6, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3663 支出賠償請求権は収益性の推定を補う規律であり、主として収益性の推定が反証される観念的目的ま 支出賠償請求権は従来の分類によれば積極的利益の賠償に属するものであり、 支出賠償請求権はこれまでの損害賠償法に追加して選択的なものと

(甲南法学'20) 60-1·2·3·4-171 (171)

- 106 この点は、 拙稿「支出賠償の現状と課題」(前掲注24) 七七頁以下の見解を改め、 利用控除の問題を含め、 目的の挫折概念で
- 107 "frustrierter, Aufwendungen (§284 BGB): Das ausgefallene Musical, ZGS 2002, 122, 123, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 3 Marotzke Hrsg., Festschrift für Gerhard Otte, 2005, 101, 108, Hans Christoph Grigoleit, Neuregelung des Ausgleichs wendungsersatz und Rentabilitätsvermutung, Wolfgang Baumann / Hans-Jürgen von Dickhuth-Harrach / Wolfgang Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517, Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 203, Volker Emmerich, Auf 起草者の見解、 (Stephan Lorenz, Schuldrechtsreform 2002: Problemschwerpunkte drei Jahre danach, NJW 2005, 1889, 1892 および判例、 通説によれば、収益性の推定を介した損害賠償の方法によることも、 引き続き許容されるとし (甲南法学'20) 60-1 • 2 • 3 • 4-172

支出賠償請求権の規律とは別に、給付にかわる損害賠償の領域においても、収益性の推定を介した支出相当額の賠償が債務 カールスルーエ高等裁判所は、給付にかわる損害賠償請求権と支出賠償請求権が選択的関係にあることを示し、さらに、

Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 278f.)°

法改正後も認められるとした(OLG Karlsruhe Urtv. 14.9.2004=NJW 14/2005, 989, Rn. 78)。 また、支出賠償請求権は、給付にかわる損害賠償請求権を前提とするため、一般給付障害法、および損害賠償法の規律に

服やる (Dedek, a.a.O.(Anm.30), 414, Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 204, Beate Gsell, Aufwendungsersatz nach §284 BGB, NJW 2006, 125, 127, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, Rn. 5)°

Lorenz, Schuldrechtsreform, a.a.O.(Anm.107), 1892, Schenk, a.a.O.(Anm19), 56, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 3

NK-BGB/Arnold, §284, Rn. Rn. 46, Fikentscher/Heinemann, a.a.O. (Anm. 105), S.222, Rn. 440, Klinck, a.a.O. (Anm. 21)

108

Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 289f

があるとする (Gsell, a.a.O.(Anm.107), 125f.) る可能性があるから、その限りにおいて民法典二八四条の選択制は拡張解釈され、給付と同時の損害賠償を排除する可能性 なわち給付にかわる損害賠償と同時に支出賠償が請求される可能性を認めている(125f.)。 グゼルは、遅延損害における逸失利益の例を挙げ、給付と同時の損害賠償についても、支出賠償と同一の利益を対象とす が、他方で、義務に違反して履行された契約の場合に、契約利益の賠償、

109 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. Rn. 42f., Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 205, Emmerich, a.a.O.(Anm.149) , 107f.

- a.a.O.(Anm.103), Rn. 1197 Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 108, Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 289ff, Harke, SR-AT, a.a.O.(Anm.105), Rn. 318, Kötz Gsell, a.a.O.(Anm.107), 125f., Fikentscher/Heinemann, a.a.O.(Anm.105), S.222, Rn. 440, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284 Reim, a.a.O.(Anm.21), 3667, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, Rn. 5, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 3, Stoppel
- められた選択制は目的論的に制限されると述べている(Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517)。 ただし、損害賠償と支出賠償が重畳して認められる可能性も完全には否定しておらず、その場合には民法典二八四条に定
- 110 MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn. 36, Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2243, Althammer, a.a.O.(Anm 110), §10 Rn.
- 111 Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 208)° に対する支出が行われている場合、支出によって目的物に付加された物も従物として同時に引き渡されることになる(Ellers 205f., Phillipp S. Fischinger / Theresa Wabnitz, Aufwendungsersatz nach §284 BGB, ZGS 2007, 139, 142)、給付目的物 給付目的物と代金は引換給付の関係となるから(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 39; Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21),
- 四章第三節第三款参照 なお、民法典三四七条、三二五条、および、解除法においてどのような費用および支出が対象となるのかについては、第

(第三章第二節第五款:1)、

取得された利益を転用するよう債権者に義務づける

および債務者への

ことができるか否かの問題となることが指摘される

利益の無意味な押しつけとなり引き渡すことが相当ではないときには、

ただし、支出賠償請求権が成立する場合に、支出によって取得された利益の引き渡しができないとき、

- 112 Dedek, a.a.O.(Anm.30), 412, NK-BGB/Arnold, §284, た給付を支出賠償として請求することができるかには争いがある。 契約解除の場合に、交換された給付を取り戻す不当利得返還請求権と支出賠償が両立することに争いはないが、 Rn. 49, Althammer, a.a.O.(Anm.110), §10 Rn.
- 113 8.Aufl. 2019, §347, Rn. 15, Staudinger/Kaisar (2012) BGB §347, Rn. 61 Schenk, a.a.O.(Anm.21), 60f., Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 4, jurisPK-BGB 8.Aufl./Faust §347, Rn. Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 204f., Fischinger/Wabnitz, a.a.O.(Anm.111), 140, Gsell, a.a.O. (Anm. 107), 69, MüKoBGB/Gaier

- 114 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 48, Dedek, a.a.O.(Anm.30), 411, Gsell, a.a.O.(Anm.107), 125, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme §284, Rn. 2, Christoph Hirsch, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 11.Aufl., 2018, Rn. 617.
- 115 2242, Medicus/Lorenz, AT, a.a.O.(Anm.103), Rn. 458 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 26, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 93f., Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102)
- とする 状態を望むかは債権者の選択に委ねられるべきであるから、 シュトッペルは、解除に基づく請求権と支出賠償請求権とは相互に独立した規律であり、 (Stoppel, Verhältnis, a.a.O.(Anm.28), 260)° 解除法の規律は支出賠償請求権に類推適用されるべきではない どちらの請求権により得られる
- 117 116 契約締結前になされた支出と成立するはずであった契約とをどのように結びつけるのかは、 ただし、 契約実現への不安が生じた後の支出については、衡平性要件との関係で議論がある(第三章第二節第五款.iv、 契約実現への債権者の信頼とい

(甲南法学'20)

60-1.2.3

- 118 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 27f., Emmerich, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.107), 110, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3665, Schenk う要件との関係で整理していく必要がある(MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn. 23, Kötz, a.a.O.(Anm.103), Rn
- a.a.O.(Anm.21), 58
- 119 Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 96f
- 120 として扱われるものが混在する。 契約締結後に行われる支出に関しては、 給付にかわる損害賠償での後続損害として扱われるものや、給付と同時の損害賠償
- 121 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 16, 29, Gsell, a.a.O.(Anm.107), 125, Kötz, a.a.O.(Anm.103), Rn. 1197, Schenk, a.a.O.(Anm 21), 56, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 10, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 96
- 122 Heinemann, a.a.O.(Anm.105), S.222, Rn. 440, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284, Rn. 1, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme 認する(Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 205)。同旨のものとして、Gsell, a.a.O.(Anm.107), 125f., Fikentscher/ 給付にかわる損害賠償の中で後続損害に位置づけられていた損害項目については、支出賠償と同時に請求される可能性も承 は妥当ではないことを指摘し、これを支出賠償で認めても二重補償にならないことを理由に、その対象に含める。その結果 エラースは、契約清算に際しての鑑定費用の問題を、鑑定費用が生じたのが解除の前後であるかによって判断が異なること

- §284, Rn. 5, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 3, Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 289ff.がある
- 123 ただし、このような場合トレーガーによれば、 ることができたか否かがさらに問題となる (Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 464f.)。 民法典二五四条二項一文および衡平性要件により、 増加費用の支出を回

求権の対象となりうる(Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 464)が、エルンストは遅滞による損害賠償にかえて支出 には、支出目的の少なくとも一部については挫折を観念することができるから、遅滞によって生じた増加費用も支出賠償請 遅滞にともなう損害賠償についても、最終的に契約が実現されたとしても適時にその利益を享受できなかったという場合

賠償が問題となるのは定期行為に限られるとする(MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn. 14)。

- 124 この点については、追完履行が奏功する場合、給付にかわる損害賠償請求権が成立しないため、支出賠償請求権も排除され ない場合には、収益性の推定を介した給付にかわる損害賠償によっても、 瑕疵を原因として売主に目的物を返還する場合には民法典三四七条二項により、 ることになるが、売主による有責な不完全な給付の後、 ことができる (Klinck, a.a.O.(Anm.21), 486f.)° た支出の挫折も除去しない限り、民法典四三七条三号、二八〇条一項、二八四条を類推適用して支出賠償を認める。 追完履行に奏功したとしても、 必要な費用および増加費用を損害として主張する 給付をしないまたは不完全にしか給付をし 追完履行前に行われて挫折させられ
- (25) NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 20, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 8.
- a.a.O.(Anm.21), 57)。同旨のものとして、NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 27がある。 シェンクは、 契約の実現を信頼して行われたものではないから、 目的物の調査費用が除外されることを明示する
- 126 この点については、さらに契約そのものが継続性を有する賃貸借契約にも、 他人の物を自らのもとに留めおくという点で、売買契約とは給付の獲得に対する信頼の内容が異なる点に注目する。 民法典二八四条の適用があるかが問題となり、
- NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 13, Emmerich, a.a.O.(Anm.149), 107がある。賃貸借の特則については、第四章第三節第四款 satzansprüche nach §284 BGB im Mietrecht, NZM 17/2004, 647, 651)。同様に、賃貸借契約への適用を認めるものとして、 め、賃貸借の規律を類推適用することによって、評価矛盾を回避することが考えられている (Jürgen Oechsler, Aufwendungser-
- 127 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 206, NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 21, Gsell, a.a.O.(Anm.107), 127, Schenk, a.a.O

説

(Anm.21), 58, Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 9.

論

場が強い (Reim, a.a.O.(Anm.21), 3664)。 る場合には、たとえば転売のための契約費用なども支出賠償請求権で把握できるとする(Tröger, Investionsschutz, a.a.O (Anm.21), 465)が、類型的な信頼損害の把握という起草趣旨(第二章第二節第三款;)にしたがい、賠償請求を否定する立 この点については、支出賠償請求権を積極的利益の賠償請求権の一つと位置づける見解からは、逸失利益の証明に成功す

- 128 OLG Stuttgart Urt. v. 25.8.2004, a.a.O.(Anm.78)
- 129 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 40, Dedek, a.a.O.(Anm.30), 413, Gsell, a.a.O.(Anm.107), 127, Tröger, Individualität, なお、利用控除については、目的の挫折(第三章第二節第四款)でも扱う。
- Dedek, a.a.O.(Anm.30), 414

131 130

Ellers,

Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 208

- がある。 権の構造に近づくことになる。同様に、利用控除について認めるものとして、PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, このような方法をとれば、 契約目的物の従物として支出によって取得された物が債務者に移転する場合、 有益費償還請求
- Dedek, a.a.O.(Anm.30), 412

132

- 133 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 206, Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 293f
- 134 第三章第二節第五款॥、 ii、参照。
- 135 なお、瑕疵担保責任による減額が行われた場合、 れるとする見解 とされている(Canaris, Äquivalenzvermutung, a.a.O.(Anm.29), 30f.)が、不完全給付の場合に関しては損害賠償のみ認めら (Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 111) かある。 目的物についての減額割合に応じて、 支出賠償額も減額されるべきである
- 136 あるとして否定されたディスコホール事件も支出賠償の対象となるが、そもそも後続する利用の意図が当初の契約から生じ るとして否定された市公会堂事件も、商業的目的であっても後続する利用のための投資は給付と反対給付の交換関係の外に Canaris, Äquivalenzvermutung, a.a.O.(Anm.29), 32f. は、等価性原理を離れた民法典二八四条の構造からは、 観念的目的であ

a.a.0.

a.a.O.(Anm.111), 143 がある

(1)

による鑑定を命ずべきか否か、及びその範囲いかんについては、

裁判所の裁量による。

裁判所は、

損害または利益につ

旨のものとして、Weitemeyer, a.a.O.(Anm.105), 281f. がある たのではない場合や、債務者にとって認識できない意図である場合にも賠償の対象としてよいのかは疑問であるとする。 同

- 支出目的の性質は考慮する必要がないとしている(Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2242)。 -レーガーは、給付障害法上の保護を通じて社会的効用を増進する信頼投資を包括的に促進することが規範目 的であるか
- 137 初の目的は達成されないがなお保持しておくことにした場合とで、問題状況が異なることを指摘するも、 デデクは、購入された絵画のための額縁という事例において、絵画が偽物であり返還する場合と、修復された絵画であり当 な損失の評価についてこれまで法は直面してこなかったとして結論は留保する(Dedek, a.a.O.(Anm.30), 415f.)。 このような無形的
- 139 138 Dedek, a.a.O.(Anm.30), 410, Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 206 ローレンツは、商業的目的の場合における支出賠償請求権の機能は、 (Lorenz, Schuldrechtsreform, a.a.O.(Anm.107), 1892.)° 損害算定の負担を軽減することにあることを指摘する
- 27 がある 割り付けることもできるとしている (Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 467)。同旨のものとして、Fischinger/Wabnitz (Emmerich, トレーガーは、 エマーリッヒは、 Aufwendungen, a.a.O.(Anm.107), 110)° 両者の目的が混在する場合には、 両者の目的が混在する場合には、 民事訴訟法二八七条を介した裁判所の裁量により、 同旨のものとして、MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn 原則として商業的目的を基準として挫折を判断すべきであるとする 目的に応じて支出を
- た目的の挫折のみを考慮すればよいとしている(Schenk, a.a.O.(Anm.21), 59f.)。同旨のものとして、NK-BGB/Arnold, §284 シェンクは、 目的の一部を分離することができる場合には賠償請求権の配分を容認するが、 原則的には主として追求され
- ドイツ民事訴訟法二八七条 Rn. 35 がある これに関し、全ての事情を評価して、 損害が発生したか否か、 及び損害または賠償すべき利益の額がいくらかにつき当事者間で争いがあるときは、 自由な心証をもって裁判する。申出られた証拠調べ又は職権を持ってする鑑定人 裁判所は

140

(2) 場合にも準用される。 債権の争われている部分の価値に対して均衡のとれないような困難さを伴うとき、一項第一文及び第二文の規定は他 財産法上の争いについて、当事者間に債権額について争いがあり、そのため基準となる一切の事情の完全な解明がその いて立証者を尋問することができるが、この場合四五二条一項第一文及び二項ないし四項の規定を準用する。

訳は、法務省大臣官房司法法制調査部編『ドイツ民事訴訟法典』(一九九三年・法曹会)八九頁による。

(Anm.105), 294f. a.a.O.(Anm.21), 113f., Schenk, a.a.O.(Anm.21), 60, Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2243f., Weitemeyer, a.a.O MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn. 35, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284, Rn. 1, Stoppel, Aufwendungen,

ただし、アーノルトは、遅延損害の領域において、民法典二八四条が適用されないため、引き続き収益性の推定が機能す

るとしている (NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 10, 18)°

142 141 催しの実施とそこで得られる収入とを問題とした市公会堂事件が想定される(第三章第一節第二款参照)。 一定期間は目的物を利用したという中古自動車の売買事例(二〇〇五年判決)が想定される(第三章第一節第三款参照)。

143 Fischinger/Wabnitz, a.a.O.(Anm.153), 141, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284, Rn. 1.

144 トレーガーは、自動車の事例について、追加装備については走行距離を基準に、輸送および認可費用については経過期間を 減額すべきであることを述べ、これは他の目的物の場合にも敷衍されるとしている(Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102)

民法典三四六条 (解除の効果

契約当事者が契約上解除を留保していたか、法定解除権が認められる場合、解除されたときには、受け取った給付を返 還し、得られた利益を引き渡さなければならない。

145 Gsell, a.a.O.(Anm.149), 127, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 100

支持する (Dedek, a.a.O.(Anm.30), 415)。 デデクは、控除の算定方法について、民事訴訟法二八七条の領域になるとして、走行距離に応じた価値喪失の算定方法を

146 Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1046, Althammer, a.a.O.(Anm.110), §10 Rn. 10, Kötz, a.a.O.(Anm.103), Rn. 1197

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-178 (178)

- 147 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 207, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, Rn. と位置付け、支出行為の合理性の統御から支出額についての情報提供義務を導く(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1051)。 フレックは、衡平性が成立要件としてのみ機能する(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1046)との立場から、 賠償権利者の行為規範
- 148 Rn. 9, 37, Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1046, Brox/Walker, SR-AT, a.a.O.(Anm.105), §22 Rn. 77)、直接適用または類推適用を否 民法典二八四条についても、一般損害法の規律が適用または類推適用されるということについては、ほぼ一致しているもの (前掲注頭)、具体的にどのような形で影響を及ぼすのかは争われているが(MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284
- 定する見解もある (Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 106, Stoppel, Verhältnis, a.a.O.(Anm.28), 257)。

避費用が支出賠償の総額を上回る場合には、 なお、民法典二五四条との関連では、損害回避費用を支出賠償請求権における支出との関係もさらに問題となり、 回避費用の賠償請求権は否定されるとする(Stoppel, Aufwendungen, a.a.O

- 149 Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517, Grigoleit, a.a.O.(Anm.107),
- 150 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 31, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3665, Schmidt, SR-AT, a.a.O.(Anm.150),
- 151 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 51, Brox/Walker, SR-AT, a.a.O.(Anm.105), §22 Rn. 77, Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O いう警告義務は事実上機能しないことを指摘している(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1048f.)。 フレックは、民法典二五四条一項による制限が機能しないことおよび、同条二項による通常ではない高額の出捐をすると
- 466, 469, Schmidt, SR-AT, a.a.O.(Anm.150), Rn. 701, Hütte/Helbron, a.a.O.(Anm.23), Rn. 701 Hk-BGB/Schulze, §284, Rn. 11, Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 90, Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21) (Anm.37), 517, Grigoleit, a.a.O.(Anm.107), 124, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284, Rn. 3, Schenk, a.a.O.(Anm.21), 59
- エマーリッヒは、債務者が、契約が適時にまたはそもそも実現できないことを債権者に告知した場合には、

つつ、給付の獲得への信頼という要件の中に解消されるとしている。ただし、支出を行うことが給付の前提となっている場 出を行ってもよいとはいえないとする (Emmerich, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.107), 110f.)。 フレックは、債権者が目的の挫折が予見しているにも関わらず支出を行った場合ととらえ、 支出を見合わせることによって経済的な不利益が現実化しうる場合には、契約目的の実現が不安であったとしても支 民法典二五四条一項を援用し

152

出を行うことが正当化されると述べる(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1049, 1052)。

NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 31, Klinck, a.a.O.(Anm.21), 486, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3665

153 a.a.O.(Anm.23), Rn. 701. Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517, MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284, Rn. (Anm.21), 60, Medicus/Lorenz, AT, a.a.O.(Anm.103), Rn. 458, Schmidt, SR-AT, a.a.O.(Anm.150), 701, Hütte/Helbron . 24,

60-1 • 2 • 3 • 4-180

- の額を上限とすべきことを述べる(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 24)。 さらに、アーノルトは、商業的目的追求の場合には、 民法典一二二条一項 (後述第四章第二節参照) に準じて積極的利益
- 154 Emmerich, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.107), 111, Fikentscher/Heinemann, a.a.O.(Anm.105), 223, Rn. 441, Klinck, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, Rn. 9, Schenk, a.a.O.(Anm.21), 59. (Anm.21), 485, Kötz, a.a.O.(Anm.103), Rn. 1198, Kropholler, a.a.O.(Anm.28), §284, Rn. 3, Reim, a.a.O.(Anm.21), 3666 (甲南法学'20)
- (5) Fischinger/Wabnitz, a.a.O.(Anm.111), 142f.
- 156 Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1047f., Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2247
- 157 なお、この見解は、本来はより有利な支出額での実現可能性の証明責任を債務者に課すべきとしながらも、情報の非対称性 を根拠に債権者に転換する(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1052f.)。 この見解によれば、上述したように、債権者の支出における行為態様に着目して、支出の賠償適格性を判断していくこと
- 158 §284, Rn. 37, Grigoleit, a.a.O. (Anm. 107), 124; Stoppel, Aufwendungen, a.a.O. (Anm. 21), 98, Tröger, Individualität, a.a.O NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 32, Canaris, Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517, MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, (Anm.102), 2246f., Tröger, Investionsschutz, a.a.O.(Anm.21), 468
- 159 Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 98f., Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2244
- (選) Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 206
- <u>161</u> できる局面は限定されるために、実際上の問題は生じないとしている(Reim, a.a.O.(Anm.21), 3666f.)。同旨のものとして、 ただし、この点については、証明責任を債務者に課すことによって、 債権者が他の目的で転用できたことを立証することが

Gsell, a.a.O.(Anm.107), 126 がある。

- 162 Fischinger/Wabnitz, a.a.O.(Anm.111), 140, Schenk, a.a.O.(Anm.21), 60
- 163 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 206

同旨のものとして、Gsell, a.a.O.(Anm.107), 126, PWW/Schmidt-Kessel/Kramme, §284, Rn. 10がある。

- Stoppel, Aufwendungen, a.a.O.(Anm.21), 101
- 165 164 NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 52, Tröger, Individualität, a.a.O. (Anm. 102), 2246
- 166 Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 207

167 Canaris, a.a.O.(Anm.102), 2246, Althammer, a.a.O.(Anm.110), §10 Rn. 15. Leistungssrörungen, a.a.O.(Anm.37), 517, Ellers, Voraussetzungen, a.a.O.(Anm.21), 207, Tröger, Individualität

## 第四章 民法典における多様な支出概念

れぞれの規律の中でどのように損害賠償範囲が決定されているのかを概観し、 本章においては、ドイツ民法典において規定されている支出概念を、 請求権の根拠ごとに分類して検討し、そ 民法典二八四条の支出賠償請求権

第一 節 損害賠償における支出概念(®) における賠償範囲の決定基準との異同を検討する。

款 民法典二八四条の準用規定

六三四条四号)、瑕疵ある旅行給付の旅行者の権利 契約締結における給付障害 (民法典三一 一 a条)、 (民法典六五一;条三項七号) 各規定には、 瑕疵ある目的物の買主の権利 (民法典四三七条三号、 明示的に民法典ニ 民法典

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-181 (181)

八一条による給付にかわる損害賠償と同時に支出賠償の規定が指示され、 損害賠償にかえて支出賠償が求められ

論 ることを定める。ここでは、民法典二八四条の定める支出概念と異なる概念を定立する必要はない。 債務法改正前から存在している家族法上の特則として、婚約破棄における賠償義務が、(ឱ) 第二款 家族法上の支出賠償請求権(団)

は、 予定された婚姻に対して因果関係が明らかであり、 る形で定められている。ここには通常の生計維持にかかるものは含まれず、婚約成立後、 支出項目を損害項目とみなすことで、 損害法の規律がそのまま妥当することになるため、 適切な範囲の支出が賠償の対象とされている。 婚姻成立前になされた、 相当性や民法典二 同条において

第二節 信頼損害としての支出概念 五四条により賠償範囲の限定が行われることになる。

第 款 法律行為法の規律

代理人の責任に関する民法典一七九条二項が定められている。(原) 損害型の原則となる規定は、取消権者の損害賠償義務を定める民法典一二二条一項であり、これを準用する無権 実現される場合のほか、 法律行為法上の特則として、帰責事由を要しない賠償請求権を定める規定があ

信頼損害の賠償としては、契約締結過程の過失として論じられる帰責事由を要する損害賠償を通じて一般的に

に経済的におかれることを実現するために、 して意思表示の有効性を信頼した者は、 ここでは賠償権利者は、意思表示の有効性または契約の成立を期待していなかったとすればあるであろう状態 信頼が正当で意思表示が有効であったとすればあるであろう状態よりも 消極的利益の賠償に向けられた請求権が認められることになる。そ

> (甲南法学'20) 60-1-2-3-4-182

支出を損害の中に含め

第

款

構

の賠償範囲には契約締結または実現のために行われた支出 よい状態におかれるべきではないという考慮から、 般的な損害賠償義務という形式をとっているが、 賠償額は履行利益によって上限を画されることになっている。 (®) 消極的利益に向けられた原状回復的損害賠償と理解され、そ が典型的に含まれることになるほか、 定の範囲で逸

第二款 信頼利益賠償への民法典二八四条の影響

失利益も含まれ

支出賠償の規律が機能し、 ることを意図した取引とは異なり、 通説的理解とは異なり、 ても履行利益を上限とするという制限が働くとされる。 民法典一二二条の観点から、 一二二条が契約締結過程の過失を排除し、 履行利益による限定が解除されるという考え方が提案されている。(窓) 競合する契約締結過程の過失による損害賠償責任の問題を検討する見解によると、 経済的に中立な取引に おいては、 ただし、 利益を目的とする通常の取引、 あるいは契約締結過程の過失による請求に 信頼 損害 の賠償額は民法典 一八四条による 損失を甘受す

第三節 支出利得または費用利得 (不当利得型) (図)

者間 よって物 有占有関係 支出 |に契約関係のある場合には、 |®| の填補が問題となる局面として次に挙げられるのは、 0 価 0) 規 循 律、 が増加しているとき、 次に支出、 費用利得の 給付利得として対応することになる。 その増加価値を誰が取得するのかという形で表面化することになり、 準則が適用されることになる。 利得法による調整である。 しかし、それ以外の場合については、 特定の物に対する投資に 所

特定の物に対する出捐に限定する点で、

般的な支出賠償の規律とは異なるが、

民法典の中で支出がどのよう

に位置付けられ、その賠償範囲が確定されるのかを考える上では、重要な準則群となる。ここで中心となるのは、

論 は、 のために物の維持に必要であり、かつ、占有者が行ったことによって所有者が節約した」とされる民法典九九四(8) 民法典九九四条以下に定められた所有占有関係における完結した費用賠償として理解される規律であり、「費用と 九九五条の必要な費用と、民法典九九六条によるそれ以外の有益な費用、および所有者にとって利益となら、 物の取得、 回復、または改良のための財産上の支出である」と定義した上で、「通常の利用および通常の運用(※)

は、 必要な費用については、目的物の価値の増減と関係なく賠償の対象とされるのに対して、有益な費用について(%) 原則として目的物の客観的価値の増加を上限として、投下された費用が賠償の対象とされる。

ない贅沢な費用に分けて論じられる。

基本準則と個別規定

とするものであり、必ずしも失う権利の評価と支払った支出の額が一致するものではない。これに対し、後者に いては、支出賠償と同様に考えることができる。 形で、自らの権利を失うことになった場合に、不当利得の規律に基づき、その権利の補償を求めることができる ける必要な費用の填補である。前者は、附合のように、支出によって増加した価値を他人の物から分離できない ついては、目的物に対する必要な費用を賠償の対象とするものであり、何をどのような範囲で賠償すべきかにつ 不当利得型における基本的な考え方は、民法典九五一条による権利の喪失に対する補償と、所有占有関係にお

解除法の特則()(3)

渡しを定めるとともに、 解除法においては、 解除によって目的物が返還されるとき、 目的物の返還債務者が目的物に投下した費用等を賠償すべきことを定める。ここでは利 その経済的用法にしたがって得られる利益の

> (甲南法学'20) 60-1.2.3.4-184 (184)

の危険から生じた偶発損害も含まれると理解されている。

は、

支出時点の受任者が判断する主観的要素と、

賠償範囲については、

支出が現実に行われたことが要件となるのと同

合理人を基準とした客観的要素から評価され、

結果として無駄

時に、

必要性の審査が行わ

れる。

必要性

支出には、通常の維持費用も含まれることになる。さらに必要な費用に加えて、 益の引き渡しと表裏一体の関係となるため、 目的物の維持または通常の経済的用法にしたがって客観的に必要な 目的物の価値を高めている場合

第四款 賃貸借の特則(宮)(の対象とされる。

には、

事務管理の規定により、 れ以外の賃借人による支出とを分け、前者については瑕疵除去費用として当然の賠償を認める。後者については、賃貸借においては、所有占有関係の特則として、賃借物の状態を維持するために賃借人が出捐した費用と、そ 利益の残される限度で賠償を認めることになる。

第四節 委任および事務管理 (他人の事務型) (※)

第一款 構造

べきであるという委任の無償性によって基礎付けられてきた。ここでは「委任を実行するに際して受任者が提供 わち、受任者は委任者のために無償で行為するのであるから、受任者の労力以外の負担については委任者が負う した自由意思による財産的犠牲」と定義され、委任の実行に関連して行われた支出以外に、当該事務処理に固<sup>(आ)</sup> なることから、事務処理者に財産的喪失を被らせないという考え方に基づき、支出賠償が認められてきた。すな

他人の事務を処理するに際して出捐を行うときには、それによって獲得されたものが委託者に帰属することに

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-185 (185)

きであるため、委任者のための部分に限定して賠償の対象となる。 <sup>(函)</sup>

説 になったり不要であった支出も対象となり、支出の金額がそのまま賠償額とされる。また、委任者と同時に受任(w) 者の利益も目的としている場合には、受任者が自己目的を追求している限りにおいて、その費用は自ら負担すべ

第二款 個別規定

他人の事務について生じた負担の填補を求める規定としては、委任と事務管理が規定されており、

場合には支出賠償により、 を準用する有償事務処理の規定がある。事務管理については、本人の利益と意思に合致している真の事務管理の 一致しない場合には不当利得の準用により負担の填補が行われることになる。(※)

他人の事務に関する負担については、 民法典の中でも様々な適用局面が予定され、団体の事務執行や、 特に家

族法における後見などに準用規定が多数おかれている。

委任法上の支出賠償請求権の一般化(室)

想や支出の定義、 めた統一的な支出賠償の規律を構想するには至っていない。 含むあらゆる契約類型に一般化することができるという主張がみられる。しかし、この見解にあっても、 が必要であったこと」と定義することにより、 であることを認識し、 民法典六七○条の規律を一般化することができるのかどうかという視点からは、「権限が与えられ、 損害項目の賠償基準の探求は困難であることを認めており、民法典二八四条の支出賠償をも含 一定の独立性をもって行われた行為であり、かつ、約束された報酬では填補されない支出 無償性を一つの根拠としていた委任法の枠を超えて、 無償行為を 他 人の 基本思 |利益

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-186 (186)

委任の規定

賠

記償 範

1.囲を限定するための理論上の方法として、

損害賠償請求権として構成される場合には、

必要性が一つの基準

完全賠

償

原則

第五節 その他の支出概念 (割当規定および特則

Ŀ.

において支出の金額を基準として用いた特則が存在しているが、固有の請求権根拠条文ではないため、 お ;いて現実に生じた必要な増加費用の賠償を定める。また、 (※) 一記のような請求権根拠となる規定の他に、 固有の請求権規定の一つである民法典三〇四条は、 履行費用などの負担の割当規定や、 各種金額の算定

債権者遅滞に

第六節 小括 それらの支出概念は扱わない

における特則である。そしてそれら以外の規律は、基礎となる契約関係の存在により支出の填補は契約内にお(型) て行われるため、民法典二八四条の支出賠償請求権を用いて契約清算段階で解決するという事例はきわめて少な 二八四条の定める支出賠償請求権と直接競合する可能性があるのは、信頼損害の賠償についての規律と、 ここまで、民法典中に定められた様々な支出、およびそれに類する概念についてみてきた。このうち、(ロ) 民法典 解除法

認める場合にも、 共通する考え方として、賠償請求権が認められるときには、 それぞれの規律を民法典全般に一般化することが難しいことは各分野において指摘されてきたところであるが、 出捐者あるいは相手方に利得を生じさせないようにするという考慮が働いている。 特に後者の観点から、賠償額には一定の上限が画されることになる。 出捐者に損失を生じさせないようにするという説明 その結果、 支出 の賠償を

前提に相当性の基準によるのに対して、その性質が支出賠償請求権と考えられるときには、

(甲南法学'20) 60-1:2:3:4-187

説 として機能することになる。そして、支出賠償が認められる場合には原則として因果関係の認められる支出の額 を対象とするが、過剰な支出、すなわち通常必要とされる限度を超えた支出が行われたときには、 必要性または

論 においては、 賠償の対象とする。 為をすることに重点がおかれることになるため、損失を生じさせない、すなわち行われた支出を原則として全て 相当性の観点から、 他人の事務型においては、委託された行為、あるいは少なくとも本人の利益と推定的意思に一致する行 支出の目的となる権利、 しかし、このような支出を行うことを含んだ委託関係が存在しない信頼利益型や不当利得型 相手方に利益あるいは価値が残された限度において、賠償額に制限が課される。 利益あるいは客体の存在が予定されているため、 その客観的価値が上限

画する基準が前面に現れる。

範囲を定める指標を取り込むことができるのかを検討することにしたい。 と考えられる支出という賠償適格性の限定に関わる部分と、 果関係と衡平性要件を介することで、賠償範囲の限定を受容しうる解釈論上の余地がある。 法典二八四条の議論に用いることはできない。しかし、民法典二八四条においても、 これらの制度で扱われてきた支出とは、支出概念においてすでに差異があるため、そこでの議論をそのまま民 他の制度において考えられてきた二つの基準、すなわち、 支出によって得られた利益の客観的価値という賠償 目的の実現に対して必要か、 目的の挫折要件における因 民法典二八四条の解 相当である

- 168 民法典三〇八条七号b、 および三〇九条八号りでは、 約款において支出賠償請求権を排除する条項を制限する
- 物に瑕疵のある場合、 以下の規定の要件が存し、

民法典四三七条

(瑕疵についての買主の権利

かつ異なる定めのない限り、

四四〇条、二八〇条、二八一条、二八三条および三一一a条により損害賠償を請求し、二八四条により無駄になった

(1)

婚約を解消するとき、

婚約者は、

相手方婚約者、

その両親、

および両親にかわり行為した第三者に、

支出の賠償を請求することができる。

民法典六三四条 (瑕疵がある場合の注文者の権利

仕事に瑕疵のあるとき、 以下の各号に定める要件が存在し、 かつ異なる定めのない限り、

- 無駄になった支出の賠償を請求することができる。 六三六条、二八〇条、二八一条、二八三条および三一一 a条により損害賠償を請求すること、または二八四条により
- (17) 民法典六五一;条三項七号(旅行の瑕疵を原因とする旅行者の権利)
- (3) 主催旅行に瑕疵がある場合、 以下の各規定の要件を充足し、特段の定めのない限り、 旅行者は
- 171 ただし、瑕疵担保にかかる請求権については、 7 六五一n条による損害賠償、 または、二八四条により無駄になった支出の賠償を請求することができる 民法典二八四条を準用する支出賠償と、瑕疵の自己修補による費用請求権と

の関係が問題となる。

172 Palandt/Brudermüller 79.Aufl., BGB §1298, jurisPK-BGB 8.Aufl./Wahlen §1298, BeckOK BGB/Hahn, 50.Ed., 2019, BGB 民法典一二九八条についての参考文献として、MiiKoBGB/Roth, 7.Aufl. 2017, §1298, Staudinger/Löhnig

Schwab, Familienrecht, 26.Aufl., 2018, §11° §1298, Nina Dethloff, Familienrecht, 32.Aufl., 2018, §2, Marina Wellenhofer, Familienrecht, 4.Aufl., 2017, §4, Dieter

百七十九条

(後述第四章第一

|節参照)

と同様に消極的利益の請求権根拠規

また民法典一二九八条を後述する百二十二条、

民法典一二九八条 定として位置付ける見解もある(Christoph Hirsch, BGB Allgemeiner Teil, 9.Aufl., 2016, Rn. 569)。 (婚約解消における賠償義務

- 産または就業上の地位について処分を行ったことによって被った損害も賠償しなければならない。 出を行い、債務を負担することによって生じた損害を賠償しなければならない。相手方婚約者には、 婚姻を期待して財
- この請求権は、重大な理由のない婚約破棄、または相手方当事者が重大な理由に責を負う場合に認められるものであり、 (2) 損害は、 支出、 債務の発生、 およびその他の処分が、 事情を考慮して相当な限りにおいてのみ賠償される。

173

般的な損害賠償請求権に優先するものとされている。

婚姻を期待して支

174 将来の婚姻生活の水準からみて、過剰であったり性急な支出は賠償の範囲から排除されるが、不相当とされる支出であって 60, Wellenhofer, a.a.O.(Anm.172), §4, Rn. 17)° なお行為基礎の喪失(民法典三一三条)として考量する余地が残される(Staudinger/Löhnig (2018) BGB §1299, Rn

175 も含まれる。 財調達や、仲介、 50)。婚約をした本人以外に両親等の行った出捐も把握する点で一般的な支出賠償よりも範囲が広い。具体的には、 婚姻成立への期待と適切性という二段階の限定がなされるとともに(Staudinger/Löhnig (2018) BGB §1299, Rn. 45)、 全額の賠償ではなく、損害賠償請求権として民法典二五四条の制約も受ける(Staudinger/Löhnig (2018) BGB §1299, 、新居の敷金や賃料、婚礼衣装、新婚旅行の予約、 披露宴のほか、婚姻の解消によって生じた健康損害など (甲南法学'20) 60-1・2・3・4-190

例 (OLG Frankfurt Beschl.v. 28.9.2007, FamRZ 2008, 1181) などを参照 Düsserdorf Urt.v. 23.6.1981, FamRZ 1981, 770)、直接の知り合いでない者への婚約後の就業の依頼は相当性がないとした事 委託することは不適切であるとした事例(BGH Urt.v. 5.7.1961, NJW 1961, 1716)、婚約期間中の扶養について賠償を否定 した事例 (OLG Frankfurt Urtv. 2.7.1970, NJW 1971, 470)、婚約期間中の共同生活費用について賠償を否定した事例

相手方婚約者のための労務も職業に属する限り支出に該当するが、

知り合ったばかりの婚約者に税理士として財産管理を

176 Neuner, Allgemeiner Teil der Bürgerlichen Rechts, 11.Aufl., 2016, §41, Rn. 151ff.º meiner Teil des BGB, 10.Aufl., 2010, Rn. 783ff., Bernd Rüthers / Astrid Stadler, BGB Allgemeiner Teil, 19.Aufl., 2017 2015, §15, Dieter Leipold, BGB I Einführung und Allgemeiner Teil, 8.Aufl.,2015, §18, Rn. 61ff., Dieter Medicus, Allge BGB Allgemeiner Teil, 43.Aufl., 2019, §7, Rn. 36, Detlef Leenen, BGB Allgemeiner Teil: Rechtsgeschäftslehre, 2.Aufl setzbuch Allgemeiner Teil, 3.Aufl., 2013, §23, Rn. 13f., Hirsch, BGB-AT, a.a.O.(Anm.172), Rn. 568ff., Helmut Köhler Brox / Wolf-Dietrich Walker, Allgemeiner Teil des BGB, 42.Aufl., 2018, §18, Rn. 47, Florian Faust, Bürgerliches Ge 8.Aufl./Gergen §122, Burkhard Boemke / Bernhard Ulrici, BGB Allgemeiner Teil, 2.Aufl, 2014, §12 Rn. 110ff., Hans BGB §122, Palandt/Ellenberger 79.Aufl., BGB §122, BeckOK BGB/Wendtland, 50.Ed., 2019, BGB §122, jurisPK-BGE 民法典一二二条についての参考文献として、MüKoBGB/Armbrüster, 8.Aufl. 2019, BGB §122, Staudinger/Singer (2017) Rn. 66, Rolf Schmidt, Bürgerliches Gesetzbuch Allgemeiner Teil, 10.Aufl., 2014, Rn. 1467ff., Manfred Wolf / Jörg

民法典一二二条(取消権者の損害賠償義務

- (1)に受領された場合、意思表示の有効性を信頼することによって相手方または第三者が被った損害を賠償しなければなら 一一八条により意思表示が無効、 ない。ただし、相手方または第三者が意思表示の有効性について有している利益の額を越えない。 あるいは一一九条、一二〇条により取り消されるとき、表意者は、 意思表示が相手方
- 177 民法典一七九条(代理権のない代理人の責任 競合については民法典一七九条が特則と理解される (Leipold, a.a.O.(Anm.176), §26, Rn. 8)。 832, Rn. 8, Schmidt, a.a.O.(Anm.51), Rn. 909f., Wolf/Neuner, a.a.O.(Anm.176), §51, Rn. 29)。ただし契約締結上の過失との Faust, a.a.O.(Anm.176), §27, Rn. 13, Hirsch, BGB-AT, a.a.O.(Anm.172), Rn. 1073f., Köhler, a.a.O.(Anm.176), §11, Rn. 70 BGB §179, Rn. 17, Palandt/Ellenberger 79.Aufl., BGB §179, Rn. 7, Brox/Walker, BGB-AT, a.a.O.(Anm.176), §27, Rn. 12 無権代理についての議論は、錯誤取消と同様に論じられている(MüKoBGB/Schubert, BGB §179, Leenen, a.a.O.(Anm.176), §16, Rn. 25, Medicus, BGB-AT, a.a.O.(Anm.176), Rn. 989, Rüthers/Stadler, a.a.O.(Anm.176) BGB/Schäfer, BGB §179, Rn. 25, jurisPK-BGB 8.Aufl./Weinland §179, Rn. 19, Staudinger/Eberhard Schilken Rn. 53,
- 178 その他に同趣旨を定めるものとして、民法典三五七a条三項五文(金融支払契約解除の法律効果)、 を負う。ただし、契約の有効性について相手方が有する利益の額を越えない。 民法典五〇八条三文(分

代理人が代理権の瑕疵を知らなかったときは、代理権を信頼することによって相手方が被った損害のみを賠償する義務

- 180 179 RG Urtv.15.1.1943, RGZ 170, 281, 284 割払取引の解除)の規定がある 民法典三一一条二項により、 帰責事由を要する損害賠償請求権が同一の事実に基づいて認められる場合、
- 説的な理解によれば、それぞれ異なる賠償請求権を定める規定であるため、相互に影響しないという立場がとられている 償範囲に齟齬が生じていた。履行利益が賠償額の上限を画するという規律が一般化されるのかについては争いがあるが、通 れないと解釈されていたため、民法典二五四条の適用により賠償額の一般的な制限はあるものの、根拠条文の選択により賠 る信頼損害の賠償請求権と単純競合の関係となり、帰責事由に基づく損害賠償請求権については履行利益による限定は付さ

(Boemke / Ulrici, a.a.O.(Anm.176), §12, Rn. 117, Leenen, a.a.O.(Anm.176), §14, Rn. 4, Schmidt, a.a.O.(Anm.51),

181

が限定されるかについては否定的に理解されている(MiiKoBGB/Armbrüster, BGB §122, Rn. 19)。 1473, Wolf/ Neuner, a.a.O.(Anm.176), §41 Rn. 158) また、履行利益による制限、および民法典二五四条による一般的規律以外に、民法典一二九八条の適切性により賠償範囲

限られるものではない(Leenen, a.a.O.(Anm.176), §15, Rn. 20, Leipold, a.a.O.(Anm.176), §18, Rn. 64, Medicus, BGBAT ただし、信頼損害には、他の申し出を断ったことによる逸失利益も含まれる場合があり、必ずしも契約実現のための出捐に

a.a.O.(Anm.176), Rn. 783f., Wolf/Neuner, a.a.O.(Anm.176), §41 Rn. 154)° 判例は、民法典一二二条一項の文言と目的によれば、賠償すべき損害は、意思表示の有効性を信頼し、 別の取引を締結し かつ、それを指向

たことにより生じる利益に及ぶとしている (BGH Urtv. 17.4.1984, NJW 1984, 1950, Rn. 8)。 することによって被害者に生じた全ての財産的不利益を包摂し、信頼損害は、無駄になった支出以外に、

182

除するという枠組みを提案する(Clemens Höpfner, Vertrauensschaden und Erfüllungsinteresse, AcP 212, 853)。 利益を目的とする取引では履行利益の額が上限を、損失を念頭に置いた取引では、後続取引で損失を生じたであろう額を控 反対に、民法典二八四条の側からの議論として、アーノルトは、 商業的目的追求の場合には、 民法典一二二条一項に準じ

183 Höpfner, a.a.O.(Anm.182), 853

て積極的利益の額を上限とすべきことを述べる(NK-BGB/Arnold, §284, Rn. 24)。

184 為における目的物返還義務者の費用賠償)、民法典一○四九条 五九条(再売買における価値増加分の費用賠償)、民法典五九一条(用役賃貸借借主の費用賠償)、民法典八五〇条(不法行 本項において検討する条文以外にドイツ民法典に存在する同趣旨の請求権根拠規定または準用、 議申立人の費用、支出賠償)、民法典二三八一条(相続財産買受における売主の費用、支出賠償) 民法典二〇二三条 (相続財産占有者の費用、支出賠償)、民法典二一八五条 (用益権者の費用賠償)、民法典一二一六条 援用条文として、 がある。 (遺贈における異 (動産質権者の費

185 請求も排除されるとした事例 不動産賃貸借契約の終了後に更地にしない場合に賃借人の賠償請求権を排除する合意がなされたときには、 (BGH Urt.v. 19.9.2014, NJW 2015, 229, Rn. 20)° 九五一条による

ただし、九五一条と所有占有関係の規律のどちらが優先するかについては争いがある(MüKoBGB/Füller, 7.Aufl. 2017, §951 Staudinger/Gursky/Wiegand (2017) BGB §951, Rn. 65, Palandt/Herrler 79.Aufl., BGB §951, Rn. 23, BeckOK

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-192 (192)

Rn. 323, Manfred Wolf / Marina Wellenhofer, Sachenrecht, 33.Aufl., 2018, §10, Rn. 26)° BGB/Kindl, BGB §951, Rn. 3, jurisPK-BGB 8.Aufl./Vieweg §951, Rn. 79, Wolfgang Lüke, Sachenrecht, 4.Aufl., 2018,

民法典九五一条(権利喪失に対する補償

- に関する規定に基づき、償金を請求することができる。 九四六条ないし九五〇条の規定により権利を喪失した者は、 従前の状態の回復を請求することはできない。 有利な権利変更が生じた者に対して、不当利得の引き渡
- (2) 行われた場合であっても、認められる。 四七条の場合において、所有者に対して占有者の収去権に妥当する規定による収去は、主物の占有者によらない附合が 不法行為に基づく損害賠償義務の規定、 費用の賠償および設備の収去権についての規定は妨げられない。 九四六条、 九
- 186 所有占有関係においては、 九九七条)がある。ただし、支出賠償の問題を中心とするため、本稿では扱わない。 費用によって取得された物を目的物から分離して回収するという占有者の収去権 (民法典二五

187

- Staake, Gesetzliche Schuldverhältnisse, 1.Aufl., 2014, §21, Wolf/Wellenhofer, a.a.O. (Anm. 185), §§21-23 2019, BGB 88994 - 996, jurisPK-BGB 8.Aufl./Hans 88994 - 996, Wolfgang Lüke, Sachenrecht, 4.Aufl., 所有占有関係についての参考文献として、MüKoBGB/Füller, 7.Aufl. 2017, §994, MüKoBGB/Raff, Karl-Heinz Gursky (2012) BGB §§994-996, Palandt/Herrler 79.Aufl., BGB §§994-996, BeckOK BGB/Fritzsche, 50.Ed §§995, 996, Staudinger/ , 2018,
- た費用は同条の必要な費用に当たらないとした事例 は完結したものとして不当利得法を排除し、不動産の仲介費用は必要な費用には含まれないとした事例(BGH Urtv. 20.5.1983 ないとした事例 ○○三条の規律は無権限占有者についての完結した規律であり不当利得法を排除するが常に九五一条を排除するものでは 裁判例としては、 (BGH Urt.v. 26.2.1964, BGHZ 41, 157, Rn. 9, 民法典九九六条は不当利得の規律を排除する特則であり、 (BGHZ Urtv. 25.3.1963, 15)′ 契約上の解除権の場合にも民法典九九四条以下の規律 39, 186, Rn. 13, 19) ~ 不動産の悪意占有者が土地上の瓦礫を除去し 民法典九九四条ないし
- (\(\xi\)) BGH Urtv. 24.11.1995, BGHZ 131, 220, Rn. 7.

87, 296, Rn. 16, 21) を参照

自動車のガソリンや税、 ここには、 物の修理費用や改良費用 保険といった経常費用は含まれない。 動物の餌代や世話の費用、 建物の増改築費用などが含まれるが、 売買代金や賃料、

104, Rn. 7) を参照 屋根瓦そのものにとって利益となるものではないから、費用には含まれないとした事例(BGH Urt.v. 9.3.1983, BGHZ 87 所有権留保売買の残額のみの請求を認めた事例(BGH Urtv. 18.6.1980, BGHZ 77, 249, Rn. 31)、屋根瓦を移動する費用は 他に裁判例としては、ブラウスの生地の売買契約において、売買代金そのものは費用に含まれないとして賠償を否定し、

BGB/ Kindl, BGB §951, Rn. 17-21, jurisPK-BGB 8.Aufl./Vieweg §951, Rn. 61-67, Lüke, a.a.O.(Anm.185), §8, Staud-inger/ Karl-Heinz Gursky (2012) BGB §996, Rn. 5-11, Palandt/Herrler 79.Aufl., BGB §951, Rn. 18, భాన (MüKoBGB/Füller, 7.Aufl. 2017, §951, Rn. 29-35, Staudinger/Gursky/Wiegand (2017) BGB §951, Rn. なお、どこまでを費用に含めるのかについては、本質的な変更を伴う土地上の建築が、強制された利得との関係で問題と BeckOk Rn. 325

除されている場合には民法典九五一条による請求権も排除されるとした事例(BGH Urtv. 19.9.2014, NJW 2015, を請求できるとした事例 18, 20)、契約終了後に生じた費用請求権についても契約の拘束力が及ぶとした事例(RG Urt.v.17.8.1936, RGZ 152, 100 裁判例としては、越境建築について必要な費用としては請求できないが、明渡しと引き換えに民法典九五一条により補償 (BGH Urt.v. 26.2.1964, BGHZ 41, 157, Rn. 21, 23)、当事者間の合意により費用賠償請求権が排 229, Rn (甲南法学'20) 60-1:2:3:4-194

326, Wolf/ Wellenhofer, a.a.O.(Anm.185),  $\S23,\ Rn.\ 12)\,^\circ$ 

189 BGH Urtv. 20.6.1975, BGHZ 64, 333, Rn. 36

102)

- 190 Staudinger/Karl-Heinz Gursky (2012) BGB §996, Rn. 1, Palandt/Herrler 78.Aufl., BGB §996, Rn. 2, Staake, a.a.O.(Anm §21 Rn.
- 191 Staake, a.a.O.(Anm.187), §21 Rn. 91
- て付加されたものは収去権の対象には入る (Lüke, a.a.O.(Anm.185), §8, Rn. 334)。 必要な費用にも、有益な費用にも該当しない贅沢な費用は、 出捐の時期に関係なく賠償の対象外とされるが、それによっ
- 192 規定によることを定める。 なお、必要な費用については、 訴訟係属または悪意となる前の支出であるか否かで区別し、後の支出については事務管理の
- 193 民法典三四七条についての参考文献として、MüKoBGB/Gaier, 8.Aufl. 2019, §347, Staudinger/Kaisar (2012) BGB §347,

195

recht Allgemeiner Teil, 6.Aufl., 2007, Rn. 10/54ff. Schmidt, SR-AT, a.a.O.(Anm.150), 529f ff., Harm Peter Westermann / Peter Bydlinski / Ralph Weber, BGB - Schuld a.a.O.(Anm. 103), Rn. 612, Schlechtriem/Schmidt-Kessel, a.a.O.(Anm.104), Rn. 433, Weiler, a.a.O.(Anm.39), §17 Rn. 23 meiner Teil, 5.Aufl., 2018, Rn. 943ff., Looschelders, SR-AT, a.a.O.(Anm.27), §40, Rn. 30 – 32, Medicus/Lorenz, AT Heinemann, a.a.O.(Anm.105), Rn. 543, Hütte/Helbron, a.a.O.(Anm.23), Rn. 527ff, Jacob Joussen, Schuldrecht - Allge §347, Althammer, a.a.O.(Anm.110), §11 Rn. 96, Brox/Walker, SR-AT, a.a.O.(Anm.105), §18 Rn. 32, Palandt/Grüneberg 79.Aufl., BGB §347, BeckOK BGB/H.Schmidt, 50.Ed., 2019, BGB §347, jurisPK-BGB 8.Aufl./Fausi Fikentscher/

民法典三二五条(損害賠償と解除 律を変更し、そこでの支出概念とは異なる内容となっている。 本条は、債務法改正の対象であり、基本的な考え方に変更はないものの、 所有占有関係の規律を指示していた旧規定の規

双務契約において損害賠償を請求する権利は、 解除によって妨げられない。

- (2) 民法典三四七条 排除されるとき、必要な費用が賠償される。 債務者が目的物を返還するとき、価値賠償を支払うとき、または、三四六条三項一号または二号により価値賠償義務 (解除後の利用と費用 その他の支出は、債権者がこれによって利得している限りにおいて賠償さ
- 194 この点については、さらに、三項により必要な費用の賠償が排除される場合であっても、 AT, a.a.O.(Anm.27), §40, Rn. 33, Westermann/Bydlinski/Weber, a.a.O.(Anm.193), Rn. 10/57) §347, Rn. 55, Fikentscher/Heinemann, a.a.O.(Anm.105), Rn. 543, Joussen, a.a.O.(Anm.193), Rn. 947, Looschelders, SR 加を限度にその他の支出として賠償が認められる(Staudinger/Kaisar(2012)BGB §347, Rn. 51, jurisPK-BGB 8.Aufl./Faus 価値を増加させた場合には価値増
- Heinemann, a.a.O.(Anm.105), Rn. 1058, Martin Löhnig / Andreas Gietel, Schuldrecht II Besonderer Teil1: Vertrtag §539, Hans Brox / Wolf-Dietrich Walker, Besonderes Schuldrecht, 43.Aufl., 2019, Palandt/Weidenkaff 79.Aufl., BGB §539, BeckOK BGB/Zehelein, 50.Ed., 2019, BGB §539, jurisPK-BGB 8.Aufl./Münch 民法典五三九条の参考文献として、MiiKoBGB/Bieber, 7.Aufl. 2016 §539, Staudinger/Volker Emmerich Rn. §11 Rn. (2018) BGB §539 , J 60-1-2-3-4-195
- (甲南法学'20)

説

tragliche Schuldverhältnisse, 2.Aufl., 2007, Rn. 534ff.° 39, Dieter Medicus / Stephan Lorenz, Schuldrecht II Besonderer Teil, 18.Aufl., 2018, §23, Rn. 22, Jürgen Oechsler, Ver liche Schuldverhältnisse, 2.Aufl., 2018, Rn. 305, Dirk Looschelders, Schuldrecht Besonderer Teil, 14.Aufl., 2019, §22 Rn

の特則として定められている。 また、請負法においても、 ・瑕疵の除去に関する自己執行とその支出賠償請求権に関する条文が、事務管理および不当利得

民法典五三六a条(瑕疵に基づく賃借人の損害賠償請求権ならびに費用賠償請求権

- (2) 賃借人は、以下の各号の場合には、瑕疵を自ら除去し、必要な支出の賠償を請求することができる。
- 賃貸人が、瑕疵の除去について遅滞にあるとき、または、

2 瑕疵の迅速な除去が賃借目的物の存在の保存または修復のために必要なとき。

(1) 民法典五三九条(その他の費用の賠償と賃借人の収去権 賃借人は、五三六a条三項により賃借人が賠償する必要のない賃借物への支出を、

事務管理の規定に従い、

賃借人に賠

民法典六〇一条(費用賠償

償を請求することができる。

(1) 借主は、借用物の維持の通常の経費、 動物の貸借の場合には特に餌代を負担しなければならない。

(2) 貸主のその他の費用の賠償義務は、 を有する 事務管理の規定に従って定められる。借主は、 物に付属させた設備を収去する権利

民法典六三七条(自己執行

(1) 注文主は、 として、自ら瑕疵を除去し、必要な支出の賠償を請求することができる。 請負人が追完を正当に拒絶しない場合には、 追完のために定められた相当期間の徒過後、 仕事の瑕疵を理

- (2) 三二三条二項は準用される。追完が奏功しないか、注文主に期待できない場合も、 期間の定めは不要である
- (3) 注文主は、瑕疵の除去に必要な支出についての前払金を請負人に請求することができる。

196

賃貸借契約における貸主は、 があるから、使用に関して生じた瑕疵の除去が遅延する場合、 契約通りの使用に適合する状態で賃借目的物を借主に使用させる義務(民法典五三五条一項二 借主は損害賠償を請求し(民法典五三六a条一項)二次

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-196 (196)

法典一九○八ⅰ条

(成年後見人の準用規定)、

民法典一九一五条

(保佐人の準用規定)、民法典一九七八条

(遺産管理におけ

(甲南法学'20) 60-1:2:3:4-197

- verhältnisse, 6.Aufl., 2010, Rn. 1419)° BT, a.a.O.(Anm70), §11 Rn. 17, Henning Wenzel / Christiane Wilken, Schuldrecht Besonderer Teil I Vertragliche Schuld く損害賠償請求権であるから、借主が自ら瑕疵を除去した場合の支出賠償請求権は、 (Staudinger/Volker Emmerich (2018) BGB §536a, Rn. 41, jurisPK-BGB 8.Aufl./Münch §536a, Rn. 44, Brox/Walker, SR **自ら瑕疵の除去を行った場合にはそのための支出を請求することができる(同条二項)。主たる義務の履行遅滞に基づ** 損害賠償請求権を排除しない
- 197 BGB§539, Rn. 24, Oechsler, VS, a.a.O.(Anm.195), Rn. 538f. 参照 理解すべきかには異論がある(MiiKoBGB/Bieber, 7.Aufl. 2016 §539, Rn. 1, Wenzel/Wilken, a.a.O.(Anm.196), Rdnr,1414)。 この支出賠償請求権の性質は、損害賠償ではなく、 11, jurisPK-BGB 8.Aufl./Münch §539, Rn. 7, BeckOK BGB/Zehelein, BGB §539, Rn. 5)、請求権根拠条文としての規定と 民法典二八四条の支出賠償請求権と競合する可能性を指摘するものとして、Staudinger/Volker Emmerich (2018) 価値賠償とされ (Staudinger/Volker Emmerich

なお、使用貸借については、貸主に目的物を契約に適合する状態で提供する義務がないから、

通常の維持費も含めて支出

Schuldrecht Vertragliche Schuldverhältnisse, 4.Aufl., 2016, §23 Rn. 12, Hartmut Oetker / Felix Maultzsch, Vertragliche Looschelders, SR-BT, a.a.O.(Anm.195), §26 Rn. 3, Medicus/Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.195), §27, Rn. 11, Klaus Tonner 1005, Jan Dirk Harke, Besonderes Schuldrecht, 1.Aufl., 2011, Rn. 413, Löhnig/Gietel, a.a.O.(Anm.195), Rn. Heinemann, Schuldrecht, 11.Aufl., 2017, Rn. 1082, Christoph Hirsch, Schuldrecht Besonderer Teil, 5.Aufl., BGB/C.Wagner, BGB §601, Rn. 2, jurisPK-BGB 8.Aufl./Colling §601, Rn. 3, Wolfgang Fikentscher / Andreas 賠償の対象となる(MüKoBGB/Häublein, 7.Aufl. 2016 §601, Rn. 1, Staudinger/Illmer (2018) BGB §601, Rn. 1, BeckOK 2018,

198 実行における支出賠償)、民法典一七一六条 管事務)、民法典九七〇条、民法典九七八条 本項において検討する条文以外にドイツ民法典に存在する同趣旨の請求権根拠規定または準用、援用条文として、 Schuldverhältnisse, 5.Aufl., 2018, §6 Rn. 22ff., Wenzel/Wilken, a.a.O.(Anm.196), Rn. 1545)° (社団の事務)、民法典四八条 (社団の清算事務)、民法典八六条 (財団の準用規定)、民法典六九三条 (寄託における保 (遺失物の保管事務)、民法典七一三条 (組合の事務)、民法典一六四八条 (補助人の準用規定)、民法典一八三五条、民法典一八三五 a条 (後見事務)、

る支出賠償)、 民法典二一二四条、 民法典二一二五条(先位相続人の費用賠償)、民法典二二一八条(遺言執行者の事務) が

他人の事務における支出、 費用賠償を制限する特則として、民法典六五二条、 民法典六五四条、 民法典六五五 d条 (甲南法学'20) 60-1:2:3:4-198

契約における支出賠償)、民法典六七五u条(支払いサービスにおける支出賠償)がある。

199 民法典六七〇条について参考文献として、MüKoBGB/Schäfer, 7.Aufl. 2017 §670, Staudinger/Martinek/Omlor (2017) BGB

§670, Palandt/Sprau 79.Aufl., BGB §670, BeckOK BGB/Detlev Fischer, 50.Ed., 2019, BGB §670, jurisPK-BGE

8.Aufl./Hönn §670, Brox/Walker, SR-BT, a.a.O.(Anm70), §29, Volker Emmerich, BGB-Schuldrecht Besonderer Teil, 14

Aufl., 2015, §12, Fikentscher/Heinemann, a.a.O.(Anm.105), Rn. 1250, Stefan Greiner, Schuldrecht Besonderer Teil Ver-

a.a.O. (Anm.197), tragliche Schuldverhältnisse, 2.Aufl., 2019, §4 Rn. 177ff., Harke, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 414ff., Hirsch, SR-BT Rn. 750ff., Looschelders, SR-BT, a.a.O.(Anm.195), §39, Medicus/Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.70), §42,

32, Oetker/Maultzsch, a.a.O.(Anm.197), §11 B, Tonner, a.a.O.(Anm.197), §30, Wenzel/Wilken, a.a.O.(Anm.196),

また、委託された行為そのものについては無償で行われるため、受任者の労働力が投下されたとしても賠償対象とはならず、 受任者の経常経費も対象とはならない。ただし労働力については、委任法を準用する事務管理において、異なる解釈がとら

200

れている(後述注205参照)。

される場合には準用しないことになる(BeckOK BGB/Detlev Fischer, BGB §675, Rn. 4, MüKoBGB/Heermann, 7.Aufl なお、有償事務処理に関しては、条文上は民法典六七○条の準用が定められているが、合意された対価の中で支出が填補

Brox/Walker, SR-BT, a.a.O.(Anm70), §29 Rn. 50, Hirsch, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), 2017, §675, Rn. 20, Staudinger/Martinek/Omlor (2017) BGB §675, Rn. A38, Palandt/Sprau 79.Aufl., BGB §675, Rn. 784, Looschelders, SR-BT,

a.a.O.(Anm.195), §40 Rn. 3, Medicus/Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.70), §43, Rn. 3, Oetker/Maultzsch, a.a.O.(Anm.197), §11

民法典六七五条 (有償事務処理

(1)事務処理を目的とする役務提供契約または請負契約については、特段の規定のない限り、六六三条、六六五条ないし六

- 七〇条、六七二条ないし六七四条が準用される。解約告知期間の遵守なしに解約する権利が義務者に認められている場 合、六七一条二項の規定も準用される
- 201 Oetker/Maultzsch, a.a.O.(Anm.197), §11 Rn. 54, Tonner, a.a.O.(Anm.197), §30 Rn. 15 a.a.O.(Anm.105), Rn. 1250, Greiner, a.a.O.(Anm.199), §4 Rn. 192, Looschelders, SR-BT, a.a.O.(Anm.195), §39 Rn. 12 Brox/Walker, SR-BT, a.a.O. (Anm70), §29 Rn. 26, Emmerich, SR-BT, a.a.O. (Anm.199), §12 Rn. 7, Fikentscher/Heinemann

とした事例(BGH Urtv. 12.10.1972, BGHZ 59, 328, Rn. 11, 12)、支出の賠償適格性は客観的必要性もしくは慎重かつ事情 他人の利益のために財産的価値を自由意思により犠牲にすることが支出であるとして、瑕疵除去のための労働給付を支出

に応じて必要とみてもよいものに限られるとして事務管理における訴訟前費用の賠償を否定した事例(BGH Urt.v. 10.11.1988

Urt.v. 1.2.1911, RGZ 75, 208, 213)、訴訟前の鑑定費用(BGH Urt.v. 12.7.1984, BGHZ 92, 123)、遺言執行における弁護士 NJW 1989, 1284, Rn. 9) 費用(BGH Urt.v. 6.7.1977, BGHZ 69, 235)も含まれる。 (BGH Urt.v. 16.12.1952, BGHZ 8, 222)、委任者の指示による支出 その他、委任の結果として余儀なくされた支出(RG Urtv. 19.11.1928, RGZ 122, 298, 303)や、 を参照。 (RG Urt.v. 1.7.1918, RGZ 95, 51, 53)、準備費用 第三者に対する損害賠償

202 a.a.O.(Anm70), §29 Rn. 29ff., Emmerich, SR-BT, a.a.O.(Anm.199), §12 Rn. 9f., Fikentscher/Heinemann, a.a.O.(Anm.105) 民法典六七〇条の意味における支出概念に損害が含まれるのかについて、通説、 判例はこれを認める(Brox/Walker, SR-BT

a.a.O.(Anm.197), §11 Rn. 62ff., Tonner, a.a.O.(Anm.197), §30 Rn. 17, Wenzel/Wilken, a.a.O.(Anm.196), Rn. 1634) Rn. 1250, Harke, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 422, Looschelders, SR-BT, a.a.O.(Anm.195), §39 Rn. 13, Oetker/Maultzsch

203 認めた事例(BGH Urtv. 30.5.1960, NJW 1960, 1568)、事務管理において他人を救助するために健康被害を被った者が生じ た損害の賠償を請求できるとした事例(BGH Ent.v. 7.11.1960, BGHZ 33, 251, NJW 1961, 135, Rn. 32)を参照

ゃんしょう (Staudinger/Martinek/Omlor (2017) BGB §670, Rn. 15, jurisPK-BGB 8.Aufl./Hönn §670, Rn. 21, Medicus/ ただし、予定されていない支出などを行う場合には、

RGZ 149, 205, 207, BGH ZIP 1991, 862, 863 委任者から委託された他人の取引の実行と固有の取引を結びつけることによって委任の実行に際して生じた損害の賠償を 民法典六六五条二文、六六六条を考慮して、委任者に予告すべきと (甲南法学'20) 60-1.2.3.4-199

Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.70), §42, Rn. 37)°

- 条が、二〇一八年の請負法改正により、現行民法典六四九条に継受された)。 なお、請負法においては、費用負担について遅滞のない通知義務が定められている(同内容を定めていた旧民法典六五○
- 8.Aufl./Hönn §670 Rn. 20, Hirsch, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 765 MüKoBGB/Schäfer, 7.Aufl. 2017 §670 Rn. 21, Staudinger/Martinek/Omlor (2017) BGB §670 Rn. 11, jurisPK-BGB
- 205 民法典一八三五条(支出賠償 た場合に限定して認める見解として(Staudinger/Andreas Bergmann (2015) BGB §683, Rn. 61)。 Schmidt, SR-BT, a.a.O.(Anm.205), Rn. 103, Staake, a.a.O.(Anm.187), §16 Rn. 18)。 有償事務執行の契約締結可能性がなかっ a.a.O.(Anm.199), §13 Rn. 16, Harke, SRBT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 448, Looschelders, SR-BT, a.a.O.(Anm.195), §43 Rn. 32 Althammer, a.a.O.(Anm.110), Rn. 70, Brox/Walker, SR-BT, a.a.O.(Anm70), もできると解されている (MüKoBGB/Schäfer, 7.Aufl. 2017 §683, Rn. 28, jurisPK-BGB 8.Aufl./Gregor §683, Rn. 40 Teil II, 13.Aufl., 2019, Rn. 98)。なお、職業上の事務管理については、民法典一八三五条三項を準用して報酬を認めること (Anm.195), §43 Rn. 31, Medicus/Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.70), §60, Rn. 33, 34, Rolf Schmidt, Schuldrecht Besonderer Emmerich, SR-BT, a.a.O.(Anm.199), §13 Rn. 16, Hirsch, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 1784, Looschelders, SR-BT, a.a.O 79.Aufl., BGB §683, Rn. 8, Althammer, a.a.O.(Anm.110), Rn. 69, Brox/Walker, SR-BT, a.a.O.(Anm70), §36 Rn. BGB/Gehrlein, BGB §683, Rn. 4, BGH NJW 1951, 398, jurisPK-BGB 8.Aufl./Gregor §683, Rn. 29, Palandt/Sprav 真正事務管理については、民法典六七〇条がそのまま準用され、支出概念や賠償範囲についても委任の規律に従う (MüKoBGB/Schäfer, 7.Aufl. 2017 §683, Rn. 22, Staudinger/Andreas Bergmann (2015) BGB §683, Rn. 46ff., BeckOK §36 Rn. 54, Emmerich,
- ③ 後見人または後見監督人の営業または職業に属する労務は、支出とみなす。
- 206 2017 8684, Rn. 1, 8, Staudinger/Andreas Bergmann (2015) BGB 8684, Rn. 3, 10, Palandt/Sprau 79.Aufl., BGB 8684, Rn 規律により請求できる金額は、正当な事務管理の場合に認められる金額によって上限が画される(MüKoBGB/Schäfer, 7.Aufl 通説的な理解によれば、不真正事務管理における事務処理者の請求権の本質は、支出賠償請求権とされるため、不当利得の BeckOK BGB/Gehrlein, BGB §684, Rn. 1, Emmerich, SR-BT, a.a.O.(Anm.199), §13 Rn. 20, Fikentscher/Heinemann

208

Tröger, Individualität, a.a.O.(Anm.102), 2247)°

verhältnisse, 9.Aufl., 2019, 85, Rn. 55)。不当利得と根拠が異なることを理由に金額の限定を否定する見解として、 a.a.O.(Anm.105), Rn. 1285, Harke, SR-BT, a.a.O.(Anm.197), Rn. 449, Medicus/Lorenz, BT, a.a.O.(Anm.70), §60, SR-BT, a.a.O.(Anm.205), Rn. 118, Staake, a.a.O.(Anm.187), §17 Rn. 11, Manfred Wandt, Gesetzliche Schuld jurisPK

BGB 8.Aufl./Gregor §684, Rn. 9, Althammer, a.a.O.(Anm.110), Rn. 98 がある。

不当利得の引渡の規定に従って、

管理者に引き渡す義務を負う。本人が事務を承認する場合、 民法典六八四条 六八三条の要件が充足しない場合、本人は、 (利得の引渡 管理者が事務によって取得した全ての物を、 管理者には、六八三条に定められた請求権が認められる。

民法典八一二条

(引渡請求権

他人の給付によって、またはその他に他人の費用で法律上の理由なくして取得した者は、 この義務が成立する。 律上の理由が後発的に脱落するとき、法律行為の内容を基準として給付により追求された効果が生じなかったときも、 他人に引渡の義務を負う。

207 ている規律を援用して支出の範囲を決定することはできないという見解も主張されている(Fleck, a.a.O.(Anm.32), 1046 民法典二八四条の側からの議論としては、 ことになるが、民法典二八四条では債権者自らのために支出が行われるという違いがあるため、民法典六七〇条で承認され 民法典六七〇条では委任者の利益のためにという利他性が支出の定義に含まれる

209 ここには、無駄になった最初の履行の提供や、輸送、保管、保険料などが含まれるが、逸失利益は含まれない。それ以外の 出捐について、事務管理の規定、 Andre Meyer, Aufwendungsersatz im Privatrecht, AcP 216, 952 または給付遅滞に基づく損害賠償として請求することを妨げない。

§304, jurisPK-BGB 8.Aufl./Geisler Staudinger/Cornelia Feldmann (2014) BGB §304, MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, §304, BeckOK BGB/Lorenz, BGB §304, Looschelders, SR-AT, a.a.O.(Anm.27), §36, Rn. 22

民法典三〇四条 債権者に遅滞がある場合、 (増加支出の賠償 債務者は、 不成功となった申込、 課せられた目的物の維持および保存のために行わなければな

らなかった増加支出の賠償を請求することができる。

(甲南法学'20) 60-1 • 2 • 3 • 4 - 201 (201)

1968, 769, 772,

- 210 民法典二八四条の制定前の研究であるが、民法典中の支出賠償の一般化を試みたミュラーは、民法典五三八条二項 六a条二項)と六三三条三項 (現六三四条二号)、三〇四条、五四七条(現五三九条一項)と六九三条、六七〇条を検討の対 (現 五三
- 相手方当事者の領域に属することという要件を設定し、 象として、契約の実現に関連して支出が行われたこと、 般で承認しようとした(Klaus Müller, Der Anspruch auf Aufwendungsersatz im Rahmen von Schuldverhältnissen, JZ 債権者の給付利益を上回らない限度での支出賠償請求権を債務関係 出捐が出捐者の契約上の義務に含まれないこと、 契約全体からみて
- 211 に制限されないとの立場が一般的にとられている。 囲が制限されているのに対し、支出賠償では、 Rn. 6.)、法律行為法における一二二条一項、一七九条二項 信頼利益賠償と支出賠償の範囲が一致しないことは一般的に承認されており(MüKoBGB/Ernst, 8.Aufl. 2019, BGB §284 衡平性要件による賠償額縮減の方法は用意されているものの、反対給付の額 (第四章第二節参照 の規律においては、履行利益の額に賠償節
- 212 解除法の規律で賠償されえない支出についても、民法典二八四条の要件を充足する限りにおいて、賠償される可能性がある BeckOK BGB/H.Schmidt, 50.Ed., 2019, BGB §347, Rn. 6, jurisPK-BGB 8.Aufl./Faust §347, Rn. 69)° ことは一般的に承認されている(Staudinger/Kaisar (2012) BGB §347, Rn. 61, MüKoBGB/Gaier, 8.Aufl. 2019, §347, Rn. 15.
- 213 その解消を前提とする民法典二八四条の支出賠償請求権と競合することはない。 出賠償請求権の枠組みを用いる必要はない。また、前提となる委任関係に必要な範囲で、 委任法における支出賠償請求権は、委任契約を基礎として認められるものであり、 契約締結中に生じた費用は民法典六七〇条の範囲内で請求することができるため、 利得法における費用賠償請求権は、 相手方の帰責事由も必要とされないため、民法典二八四条による支出賠償請求権よりも保護の範囲が広くなる。 契約関係のない無権限の占有者と所有者の関係を定める規律であるから、契約関係と 給付にかわる損害賠償請求権を介した支 委任契約が解消される場合であっても、 原則として全ての支出が賠償の対

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-202 (202)

すなわち、

しかに、

填補

と重なることが多かったため、

二重補償を禁止することにあるといえる。

しかし、二重補償にならない限りにお

第五章 支出概念と支出賠償の範囲

ており、 うな民法典二八四条との直接的な競合が生じる局面以外にも、 裁判例上も様々な事例が現れてきているように、 討すべき課題となる。 前章まで、ドイツ民法典における多様な支出概念と民法典二八四条における支出賠償の問題を検討してきた。 債権者がどのような方法で救済を求めるのか、 契約の清算局面においては、 いずれの請求権を行使するのが最も有利となるのかも検 他の支出に関する制度と重なり合う領域が存在し 信頼損害や解除の場合におけるよ

第 餰 損害論との関係

損害賠償請求権との関係

民法典二八四条は、

支出賠償を、

益までを含める従来の賠償範囲を、 は主として信頼損害の賠償を念頭においた立法過程の議論から説明されるものであり、 支出概念によって制限しようという意図も考慮されていたところである。た 消極的利益として転売利

給付にかわる損害賠償と選択的に主張できるという枠組みを形成した。

支出賠償と同時には請求されえないということになる。この選択制の起草意図は、(単) の対象とされる利益が、 逸失利益の賠償とそのために行われた支出の賠償は、 給付にかわる損害賠償として逸失利益が問題となる場合にも、 収益性の推定で論じられていたように、支出によって獲得されようとしてい 表裏一体の関係にあるため両立しうるものではな 遅延損害として請求される場合に 給付にかわる損害賠償で

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-203 (203)

論

また、

解除と損害賠償の関係においても、

説 いて、 給付とともにする損害賠償かに関わりなく、支出賠償と損害賠償とが両立しうる場合がある。 遅延損害や完全性利益の侵害に対する賠償と支出賠償とは両立しうるのであり、給付にかわる損害賠償か

第二款 履行利益賠償との関係 法による必要な費用の賠償に加えて、

支出賠償請求権による請求は妨げられない。(ほ)

相互に独立した規律であるため、二重補償にならない限度で、

償は、 責事由を要する請求権に位置付けられている。 稿で検討してきた支出賠償請求権として損害賠償が実現される場合には、 同一の事情のもとで契約締結過程の過失を通じた一般的な損害賠償として請求される場合には適用されない。 次に、 帰責事由を不要とし、条文上、 信頼利益論との関係においては、賠償額に上限が画せられるのかが問題となる。 給付利益によって賠償額の上限を画する必要はない 給付利益の額を上限とすることが定められている。 したがって、民法典二八四条を根拠に信頼損害に相当する支出賠 一般的な損害賠償請求権と同 典型的な信頼損害の賠 しかし、 その法理は、 .様に、 本 帰

第二節 民法典二八四条以外の支出概念からの示

支出賠償の基本設計

償を求めるときにも、

填補されるのかは、 法律関係がない場合に適用される不当利得類型であり、 被らせることも、受益者に利得を与えることもないように利害の調整を行おうとしている。 民法典において定められた支出を填補する諸規定は、 類型によって異なる。請求権根拠条文を有する類型の中で最も基礎となるのは、 現実に受益者に利益が残されている範囲で支出が償還 出捐者の出捐が無意味になった場合に、 しかし、 出捐者に損失を 当事者間 どの範囲で

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-204 (204)

解除

ことになる。そして委任類型においては、受任者に対して委任者が委任の実現のために出捐を行うことを予め承 者からも予測可能であり、 認している状況があるために、 対象とされることになる。 これに対して、 当該契約と関係のある出捐に限定し、受益が残されていなくても填補の対象に含める 委任の実現について必要性の認められる限り、 信頼損害類型では、 基礎となる契約関係の存在を前提に、 全ての出捐が填補の対象とされる 相手方当事

第二款 支出、費用、経費の区分による性質決定にととされている。

として賠償の対象とはならない。 通常の利用がなされる限り、いずれにせよ出捐者である利用者が負担しなければならないものであるため、 費用として区別する。 次に問題となるのは、 支出とは、 そして経費は、 自由意思による財産的損失と定義され、この中でも、 全ての出 .捐が填補の対象となるのかという点であるが、 それによって得られる利益と表裏一体のものとして結合する出捐であり、 特定の物との関連で行われるものを 支出、 費用、 経費と分けること 原 則

が対象外とされることに争いはない。(図) 費用については、具体的な性質によって異なる。 支出賠償との関係で問題となるのは、 まず、 物の通常の用法に従い必要な範囲を超えた過剰な費用 目 的物 の維持に必要な費用 な 0)

問題となる。 それとも価値を増加させる有益な費用なのかという区別である。この点、 の目的物への投資という形になるため、 の額がそのまま賠償される。これに対して、後者については、 ただし、 物権 法上の費用賠償請求権の規律は、 目的物の返還が前提となり、 権限のない占有者による出捐を前提とするものであ 価値 の増 価値増加分については、 加がなけれ 前者は、 ば対象とされない。 価値の増減に関係なく、 収去権との関係も また特定

自己の所有物に対して出捐を行うという、

本稿で扱う典型的な支出賠償請求権

の問題とは異なる。

な支出であり、かつ、慎重に考えて必要とされる支出について、填補の対象となると考えられる。 最後に、その他の支出については、 事務管理の規律に代表されるように、目的を実現するために客観的に必要

第三節 支出の賠償範囲

第一款 総論

枠組みとは異なり、 これまで検討してきたように、民法典二八四条の支出賠償請求権については、その他の制度で想定されていた 様々な類型が考えられるため、成立要件を充足することで賠償適格を有するとされる支出に

に、損害賠償と重複しないかどうかの審査が最初に行われ、損害賠償として填補される部分については対象から まず、民法典二八四条の支出賠償は、 問題となる各支出項目について、例えば逸失利益と物の運用経費のよう ついても、さらにその賠償範囲を限定しようとする枠組みが必要となる。

排除されることになる。

それぞれの規律で検討されていた内容は、民法典二八四条が対象とする支出が重なり合うことはあっても、完全 他の請求権根拠条文による賠償範囲とあまりにも異なることは妥当ではないという考慮から、 妥当な賠償範囲を説明しようと試みてきた。その背後には、民法典二八四条が立法されたとしても、これまでの とで、賠償範囲を限定しようとしてきた。これに対して学説上も、損害軽減義務を衡平性要件に組み込むことで、 画する規律として、民法典におけるその他の支出賠償制度を考慮してきたと評価することができよう。 分類した上で、目的の挫折概念を法律効果論に敷衍したり、一般損害賠償法における民法典二五四条を介するこ その上で、すでに条文上の成立要件として組み込まれた衡平性の評価のほかに、実務上、支出の性質によって 賠償範囲の上限を

用との関係で、

特に利用期間に応じて按分して賠償されることになる。

支出は多岐にわたるため、それぞれの法理から援用される賠償範囲の制限法理は、 のみ機能する可能性があると考えることになる。そこで、 に一致するわけではない。 統一された支出賠償請求権という立法構想からも明らかなように、 本稿では、 大きく二つの類型に分けて基本的 重なり合う支出項目 民法典二八四条の な構造 0) 範 崩 で

物に対する支出

示したのち、

賠償範囲

の準則を検討する。

が、 律、 この目的物に対して受領者が出捐を行った場合、契約の清算に際してそれが賠償の対象となるか否かは、 および信頼損害の一部に対応することになる。 は、 物に対して行われる支出の場合である。 これは、 契約に際して契約目的物の授受が行われることは非常に多 判例の第二類型に相当するとともに、 不当利得の規 出

捐 残存する範囲において支出賠償の対象となりうる ただし、 ついては、 の態様によって異なる。 残余価値があったとしても、 支出を行った結果、 衡平性要件により賠償は限定される。 目的物に一定の価値が残存する場合には、 相手方に不必要、 (価値残存型)。これは価値を減じないという意味でも機能する。 かつ、当初の契約の趣旨から逸脱するような増 目的物の返還と引き換えに、 その 加価値 価

が

それ以降は損害軽減義務により遮断される。 限りにおいて、 目的物に支出が行われたが、 当初 の契約の趣旨から逸脱しない範囲の利用のための支出であり、 賠償の対象に含められる。 目的物の用法に従えば消費されてしまうような場合である 継続的に行われるべき支出については、 さらに一 回的に尽くされる支出であっても、予定されていた利 かつ、逸失利益と二重補 清算時点までが対象とな (価値消費型) 償になら

論

の対象となる 信頼損害として賠償の対象とされてきたように、契約を実現するために行われた支出は、原則として全額が賠償 第二に問題となるのは、 (契約費用型)。ただし、給付利益の額を契約費用が上回るような明らかに損をする契約実現費用 契約目的に対する支出であり、他人の事務の規律の影響を受けることになる。すでに

る。 推定が機能しないとされた無形的な目的を追求するような場合であっても、 いても、 これに対して、 ただし、 民法典二八四条により新たに保護の対象となる(契約展開費用型)。本来の給付利益とは別に、 過剰な支出として衡平性要件により遮断される。これは判例の第一、第四類型に相当する。 相手方に認識されうる支出目的がどの範囲で挫折させられたのか、 判例の第三類型のように、当初の契約を基礎として、これを展開する目的で行われた支出につ 行われた支出は賠償の対象となりう あるいは、そもそも向こう見ず 収益性の

共通する制限法理

な投資として衡平性に反していないのかは、

慎重に判断する必要がある。

段階において機能することになる。(AI) 上記の各類型に共通する賠償額の制限法理としては、 目的の挫折と衡平性の両者が、 成立要件と法律効果の各

契約の実現ではあったが、 不到達となった目的の割合に相当する金額に、 いてはさらに、複合的な支出目的であり、その一部は契約不実現によっても達成されたという場合と、不完全な して特定の支出項目を排除する場合と、支出目的の一部挫折という評価が行われる局面とが存在する。 目的の挫折は、そもそも契約の不実現によって支出目的の成否が左右されないという因果関係段階での問題と 支出目的が部分的には達成されたという場合とに分けられる。いずれも支出額のうち 賠償額が制限されることになる。

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-208 (208)

に応じて割合的に減額するという方法がとられるべきである。 よって獲得された目的物の抽象的な利用可能性を前提に、挫折した目的に相当する部分について、その利. 利 用控除の算定方法としては、支出が無駄になった割合に応じて減額されるべきである。 したがって、 支出 用期 間

な る<sub>②</sub> 存する客観的な価値増加分を超える支出部分について減額するという法律効果面での規律として機能することに とになる。 らに契約締結中の支出については、 捐者の主観的には必要であったとしても、 その価値に比して不相当に過剰である場合となる。 衡平性要件によって減額される可能性があるのは、もともとの契約を実現するのに不必要な支出である場合、 他方、後者については、 必要性は満たしていることが前提となるため、 損害軽減義務からの要請として支出項目の排除を成立要件の段階で行うこ 客観的にみて必要とはいえない支出を必要性の観点から排除し、 前者は、契約締結前あるいは契約締結中の支出について、 過剰である部分、すなわち残 ಕ 出

れる可能性は残される。 という債権者の義務は、 が確実とされる客観的な事情が存する場合には、 衡平性要件からは認められない。ただし、 給付の獲得に対する信頼がないとして支出賠償請求権が否定さ 債務者が不履行を告知するなど契約 の不実現

いとの処分自由を保護するための規律であるから、

民法典二八四条は債権者が契約実現を信頼する限りにおいて自由に当該契約のための出捐を行ってもよ

契約実現への不安がある場合に、

一般的に支出を見合わせる

また、

最後に 民法典二八四条の文言との関係で、 それぞれの制限法理がどのように位置付けられるかを整理する。

第四節

支出

I賠償

で填補される場合には、その実現のための経費としての出捐は支出賠償の範囲から排除される。ただし、 まず成立要件段階の問題として、 損害賠償との二重補償は認められないため、 逸失利益として損害賠償の枠内 逸失利

論 益としての賠償を求めずに、支出賠償として経費のみを請求することは認められる。次に、支出要件、および成益としての賠償を求めずに、支出賠償として経費のみを請求することは認められる。次に、支出要件、および成 立要件としての衡平性から、支出目的の実現のため、すなわち対象となる物または権利の通常の用法もしくは契 (甲南法学'20) 60-1・2・3・4-210 (210)

約で定められた用法にしたがい客観的に相当ではないとされる出捐が、支出賠償の範囲から排除される。

ないが、 された場合についても、 相当する金額のみに支出賠償の範囲が縮減される。 次に法律効果の問題として、支出目的の一部においてのみ挫折が生じた場合については、その挫折した一 出捐による価値増加と出捐額とに乖離がある場合、 実現された期間についての支出賠償は排除される。 同様に、 消費的な支出目的の一 客観的にみて過剰と評価される範囲は支出賠償から また、 出捐が不相当であるとはいえ 部が期間の経過によって実現 部に

214 第三章第二節第二款
主参照 排除されることになる。

- 215 第三章第 二節第二款言参照
- 216 日本法における信頼利益賠償は、 イツ法のように無過失の損害賠償責任が定められる場合とは異なる 契約締結上の過失などの制度を用いて通常の損害賠償の枠組みで実現されているため、 (第四章第三節第二款参照
- 217 第三章第二節第五款記参照
- 218 注15参照
- 219 ただし、消費されていない経費については、 填補の対象となることが検討される。
- 過剰な費用を問題とする場合、 る費用であるが内容面で過剰であるという賠償範囲の問題に帰着する場合が考えられる。 、そもそも必要のない費用であるという賠償適格性の段階における審査と、必要性の認められ このうち、 後者については、 過剰

になる な費用ではなく、 有益な費用として、 目的物の価値増加と関係のない部分について過剰であり賠償されないと扱うべきこと

- 221 のか否かはなお問題となりうる 収去できるのにしなかった場合、 たとえば追加設備を取り外して売却するなどしなかったことが、 損害軽減義務に抵 に触する
- されることになる(Daniel Matthias Klocke, Aufwendungen, Schadensersatz und Beseitigung, JURA 2014, 1047, 1053f.)。 なう出捐であっても、 この点、解除にともなう相互の返還関係において、原状による返還を厳密に理解するならば、 常に収去の対象となる。この見解に従えば、この類型における有益費型の支出賠償請求権は常に排除 目的物への価値増 加をとも
- 222 この点は、債務法改正前に収益性の推定によって考えられていた内容と共通する。
- 223 この類型において、予定された期間を超過し、すでに目的物に対して行われた支出の価値が消費し尽くされていた場合には、 残存価値がないとして賠償が否定されることになる
- 225 224 第三章第二節第四款記参照 ただし、衡平性要件を用いて賠償範囲の制限を行った連邦裁判所判決はまだ存在しない。
- (226) 第三章第二節第四款:11参照。
- (22) 第三章第二節第五款i参照。(22)
- 具体的には、観念的目的を追求するために逸失利益を見積もることができないか、 ような場合に、それにかえて、現実に投下した金銭を回復するという場合が想定できる。 あるいはわずかな金額としか評価できな

第六章 おわりに

ドイツ法の到達点と残された課

第一

餰

本稿では、

ドイツ法における支出概念の整理および、

そこから導かれる損害賠償範囲の確定準則につい

て検討

論

によって損失も利得も生じさせないという点では共通性を見出すことができるから、民法典二八四条における賠 典二八四条の枠内においては、 に行われた支出額がそのまま賠償額となるわけではないという事例がみられるようになってきている。 性も考慮することが必要となり、 に対する救済を認めることができるようになった。また同時に、これまでその他の制度によって認められてきた 保法の議論を除き、 額を限定するために、学説上は、 を認めることになることは回避されなければならないため、これまでの賠償方法による場合の賠償範囲との整合 出捐の填補について、 他分野における議論は、 民法典二八四条の法理を他の法領域に一般化することができるかどうかは未だ検討の余地が残される。 このような賠償方法の複線化を承認するとしても、 固有の請求権根拠規定を有する他の法分野から民法典二八四条との関係を検討する研究は少 支出賠償という選択肢を付与することになった。 理論的に一応の基準が形成されつつあるといえよう。他方、 固有の請求権根拠条文とそれを基礎付ける法思想に違いはあるものの、 支出、 裁判例上も、 目的の挫折、衡平性の各要件でそれぞれ議論が行われてきており、 支出賠償請求権の各要件において賠償範囲を調整するなど、 債権者の損害賠償方法の選択次第で、 売買における瑕疵 過剰な補 支出賠償 損害賠償 反 僧

がみられるようになってきており、 ツの裁判例においては、立法当初に想定されていた範囲を超えて、 統一的な条文であるにもかかわらず、 支出賠償請求権によって解決を図る事例(※) 類型ごとに賠償範囲確定の規律が必要

償範囲を確定する際にも考慮すべきであろう。

も な い。 ②33 請求権においても支出概念および賠償範囲確定の規律を整理していくことが必要である。 となる状況であるといえる。その意味では、損害をどのように確定していくのかという問題と同様に、 支出賠償

賠償が最初に論じられたときから指摘されていた無制限な損害賠償範囲の拡張という懸念に対し、損害賠償では 四つの類型に分かれ、それぞれに賠償範囲を確定する基準があることを検討してきた。ドイツ損害賠償法で支出 が今後の課題となろう。 なく支出賠償を選択することによって、どこまで保護を広げることができるのかという限界を明らかにすること ようとする試みは、損害賠償法によって何が保護されるべきであるのかを探求する作業であり、本稿においても ために、全てを単一の要件および効果として把握することが困難になったといえよう。そしてこの困難を克服し るのかという問題を浮き彫りにした。しかし、立法時には想定されていなかった事例をも包摂することになった ドイツ民法典において創設された支出賠償請求権は、損害賠償法において支出がどのように扱われるべきであ

最後に、ドイツ法上残された課題として、二点挙げる。

そこから賠償範囲が明らかとなるものではなく、民法典二八四条以外の規律と整合的な理解を形成できるわけで らかではない。損害概念と区別するために、自由意思による財産上の出捐と定義することはできるとしても、も っぱら区別としての概念となり、賠償されるかどうかはそれぞれの規律に固有な評価がさらに必要となるために、 第一に、ドイツ民法典において支出という統一概念を定立することができるのかという点については、なお明

損害として扱われる賠償請求権の準則、 第二に、支出賠償を定める請求権根拠規定として想定される委任法における支出賠償請求権 所有占有関係の規律は、それぞれ固有の内容を有しており、 や V) いずれか わ Ø

きない議論である。

つの法思想が民法典の支出賠償制度に一般化されるという段階にも至っていない。

この二点は、今後民法典二八四条の支出賠償が展開され、その外縁を確定していくためには、避けることがで

日本法における支出賠償の規律

時に、 れた場合の清算関係は再構成されることになる。典型的に考えられる事例としては、売買契約の買主からの解除図 これまで相当性の基準のみで決定されていた支出を損害項目とする賠償範囲の確定基準、とりわけ契約が解除さ の場合、 部学説でも同様の性質論があったように、 我が国 目的物に対して投下された支出が賠償の対象として把握されることになる。具体的には目的物の引渡後 解除に基づく原状回復として目的物の返還がなされるとともに代金を返還することになるが、それと同 の損害賠償制度において、支出賠償請求権が解釈論上どのように位置づけられるかといえば、ドイツの 目的物の維持にかかった経費や目的物の価値を増加させるような支出が対象となる。 損害賠償範囲の算定基準として機能することになる。これにより、

ち 的が追求される場合の支出賠償請求権が克服しなければならない議論である。 域をもたらすことになる。ただし、現在もなお潜在的に前提とされているであろう損害賠償法上の思想、 るいは履行利益の額を超える支出がなされた場合に、支出の額をもって債権者の保護を図るという新たな保護領 契約で約束された履行利益以上の損害賠償は原則として認められるべきではないという考え方は、 観念的日

日本法上、ドイツで論じられてきた支出賠償の問題の一部、

たとえば、

契約前に行われた支出については契約

解除までの期間に、

履行にかわる損害賠償との関係については、

填補賠償の対象となる履行利益の額が確定できない

か、 あ

(甲南法学'20) 60-1・2・3・4-214 (214)

生じさせている。

域との両者を統合することができるか、 の問題を論じるに際しては、既存の法理では解決が難しいとされる事例群と、すでに一定の規律が確立された領 締結上の過失として、 原状回復的損害賠償という形で保護される取り扱いが確立している。そのため、 なお検討を要する課題である。 支出賠償

- (23) 第三章第一節第三款参照。特に※の契約利益類型において顕著であろう。
- (ឱ) 拙稿「支出賠償の現状と課題」(前掲注24)四六頁以下参照。

rium der Justiz Empfielt sich eine Neufassung der gesetzlichen Regelung des Schadensrecht (§§249-255 BGB) ?, in : Bundesministe gedanke und die Kommerzialisierung immaterieller Schaden, 1977, 94ff., Gerhard Hohloch, Allgemeines Schadensrecht Hermann Lange, Handbuch des Schuldrechts Schadensersatzrecht, Handbuch des Schuldrechts Schadensersatzrecht, 3.Aufl., (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts Bd.1., 1981, 474 2.Aufl., 1990, 254ff.=Hermann Lange/Gottfried 2003, 255ff., Martin Tolk, Der Frustrierungs

- 233 232 本稿において比較の対象としたドイツ民法典における各種の出捐に関する賠償制度は、 般的な教科書でも、民法典二八四条と、民法典六七○条、六八三条は同じ支出 般論として検証するにとどまり個別の議論を参照することができなかった。 それぞれ異なる支出の定義を行っており、例えば労働給付が支出に含まれるか否かなど具体的な結論においても差異を (Aufwendungen) という文言を用 それぞれ固有の議論を有しているが
- 234 不法行為法においては、 いた事例群についても、 算定基準として機能することになる。 契約法上の損害賠償と同様に相当性の基準で判断されてきた事例のほか、 慰謝料に埋没させられて
- 235 目的物の価値を増加させる支出については、 なるときには、支出賠償請求権が認められ、 て返還しなければならないと考えることもできるが、 原状回復として価値を増加させない状態、 有益費償還請求権と競合することになる。 目的物と分離することが困難な場合、 すなわち支出による増 あるいは経済的に事実上困難と '加分を撤去し